

第 3 期香芝市障がい者計画

第 7 期香芝市障がい福祉計画

第 3 期香芝市障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月

香芝市

はじめに



香芝市では、障がいのある人が地域でいきいきと暮らすことができ、その人格が尊重される地域社会を形成することを目指し、平成31年3月に「第2期香芝市障がい者計画」を、令和3年3月に「第6期香芝市障がい福祉計画・第2期香芝市障がい児福祉計画」をそれぞれ策定し、障がい者施策の推進に取り組んでまいりました。また、令和2年4月に施行しました「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」におきましても、市の責務と市民、事業者の役割を明確にし、コミュニケーション手段の理解と利用の促進を通じて、すべての市民の相互理解の下に、地域共生のまちづくりを実現することを目標に掲げ、取り組みを進めています。

そしてこの間、国においては、障がい者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」や「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が、奈良県においては、「奈良県障がいのある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障がい福祉の推進に関する条例」が制定されるなど、障がい者福祉に係る法令の整備が進んでまいりました。しかしながら、地域社会において除去すべき社会的障壁が依然として多く存在し、地域共生のまちづくりの実現に向け、継続的な取り組みが必要です。

香芝市では、障がいのある人の多様なニーズに対応していくため、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第3期香芝市障がい者計画」、「第7期香芝市障がい福祉計画」及び「第3期香芝市障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。これらの計画では、「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を引き続き基本理念に掲げ、関係機関や事業者のご協力をいただきながら、基本理念の実現に向け引き続き取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましてもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多くのご意見・ご提言と慎重なご審議を賜りました障がい福祉計画等策定委員会の委員の皆様、そして、アンケート調査等を通じてご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月
香芝市長 福岡 憲宏

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	5
1 計画策定の趣旨	6
2 障がい者支援に関する近年の動向	7
3 計画の位置づけ	10
4 計画の期間	11
5 計画の策定体制	12
第2章 まちの現状と課題.....	13
1 香芝市の状況.....	14
2 アンケート調査結果からみる状況	20
3 課題の整理	37
第3期香芝市障がい者計画	
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本理念と基本目標	40
第4章 分野別施策の展開.....	47
基本目標1 障がいのある人への理解の促進	48
基本目標2 障がいのある人の生活支援の充実	51
基本目標3 ライフステージに応じた支援の充実.....	54
基本目標4 安全で安心な生活環境の整備	58
第7期香芝市障がい福祉計画・第3期香芝市障がい児福祉計画	
第5章 成果目標と活動指標.....	61
1 成果目標.....	62
2 活動指標.....	68
第6章 計画の推進体制	85
1 計画の推進体制	86
2 計画の進行管理	86
資料編	87
1 計画策定の経過	88
2 香芝市障がい者計画等策定委員会委員名簿	89
3 香芝市附属機関設置条例	90
4 用語集	92

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成 23 年の「障がい者基本法」改正、平成 24 年の「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」施行、平成 28 年の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行など、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和 3 年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立、令和 6 年の「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

本市においては、平成 31 年 3 月に「第 2 期香芝市障がい者計画」を策定し、「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を基本理念とし、障がいのある人のいきいきと自立した生活を支え、その人格が尊重される地域共生社会の形成を目標に、障がい者福祉施策の推進を図ってきたところです。また、令和 3 年 3 月に「第 6 期香芝市障がい福祉計画」及び「第 2 期香芝市障がい児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

一方で、市民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域ではさまざまな課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援や、きめ細かな対応が求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らすすべての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

この度、「第 2 期香芝市障がい者計画」「第 6 期香芝市障がい福祉計画」「第 2 期香芝市障がい児福祉計画」が共に令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況などを踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、「第 3 期香芝市障がい者計画」「第 7 期香芝市障がい福祉計画」「第 3 期香芝市障がい児福祉計画」を策定するものです。

「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字について、字が持つ否定的なイメージに配慮し、障がいのある人の人権をより尊重すること、「差別感」「不快感」を持つ人が少しでもいる限りその気持ちを尊重していく本市の考え方にに基づき、「がい」とひらがな表記をしています。

法令や法令上の規定、固有名詞などを表す場合についても、文字を変更することにより本来の示すべきものが特定できなくなる恐れも考えられますが、文章中に「しょうがい」の表記が混在し、混乱を引き起こすことのないように、法令名も含めすべて「障がい」と表記しています。

2 障がい者支援に関する近年の動向

(1) 障がい者基本計画 [第5次] (令和5年度～令和9年度)

①基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②各分野に共通する横断的視点

障がい者基本計画(第5次)は、基本理念や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら施策を進めていくこととしています。

<p>条約の理念の尊重及び整合性の確保</p> <p>障がい者に関する施策の策定や実施に当たっては、「障がい者の権利に関する条約」の理念を尊重し、整合を図る。</p>	<p>共生社会の実現に資する 取り組みの推進</p> <p>AI技術を用いた機器やサービスの利活用について検討し、積極的な導入を推進するなど、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる。</p>
<p>当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援</p> <p>分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。</p>	<p>障がい特性等に配慮した きめ細かい支援</p> <p>障がい者施策の推進は、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる。</p>
<p>障がいのある女性、子ども及び 高齢者に配慮した取り組みの推進</p> <p>複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要がある。</p>	<p>PDCAサイクル等を通じた 実効性のある取り組みの推進</p> <p>必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、PDCAサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある。</p>

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本指針

新たな基本指針は、主に以下の内容について見直しが行われました。

■ 基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障がい者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障がい児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(3) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

■ 本計画に関連する SDGs のゴール



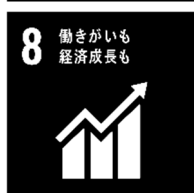
目標 3: 全ての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



目標 4: 質の高い教育をみんなに

全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 8: 働きがいも経済成長も

包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。



目標 10: 人や国の不平等をなくそう

国内および各国家間の不平等を是正する。



目標 11: 住み続けられるまちづくりを

包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標 16: 平和と公正を全ての人に

持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。

3 計画の位置づけ

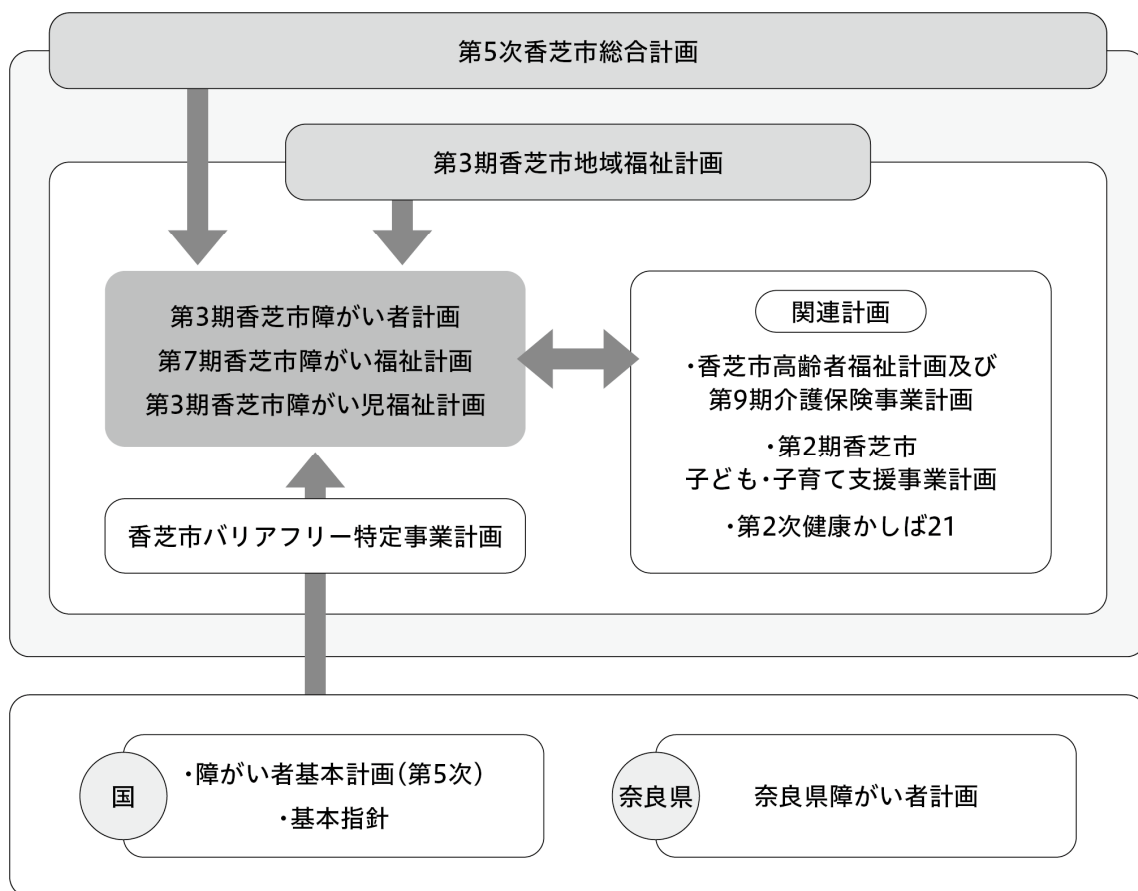
(1) 法令等の根拠

本計画は、障がい者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障がい者計画」と、障がい者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 香芝市における位置づけ

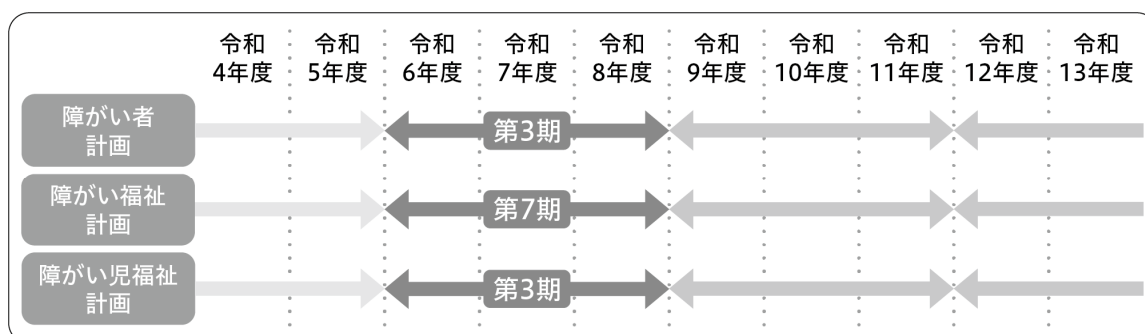
本計画は、国の「障がい者基本計画(第5次)」、奈良県の「奈良県障がい者計画」との整合性を踏まえ、策定しています。

本計画は「第 5 次香芝市総合計画」を最上位計画とし、さらに「第 3 期香芝市地域福祉推進計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「香芝市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」「第 2 期香芝市子ども・子育て支援事業計画」「第 2 次健康かしば 21」などの関連計画における、障がい者などの福祉に関する事項と調和のとれたものとしします。



4 計画の期間

「第3期香芝市障がい者計画」「第7期香芝市障がい福祉計画」「第3期香芝市障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。どの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行います。



5 計画の策定体制

本計画は、以下の過程を経て策定しました。

(1) 市民アンケート調査の実施

障がい福祉に関する課題やニーズを把握するために、市内在住の障がい者手帳所持者等 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施しました。

(2) 策定委員会の実施

計画内容の検討にあたっては、学識経験者や障がい者団体、関係機関などによって構成される「香芝市障がい者計画等策定委員会」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和 6 年 1 月 22 日(月)～令和 6 年 2 月 19 日(月)にかけて実施し、2 名より 41 件のご意見をいただきました。

第2章

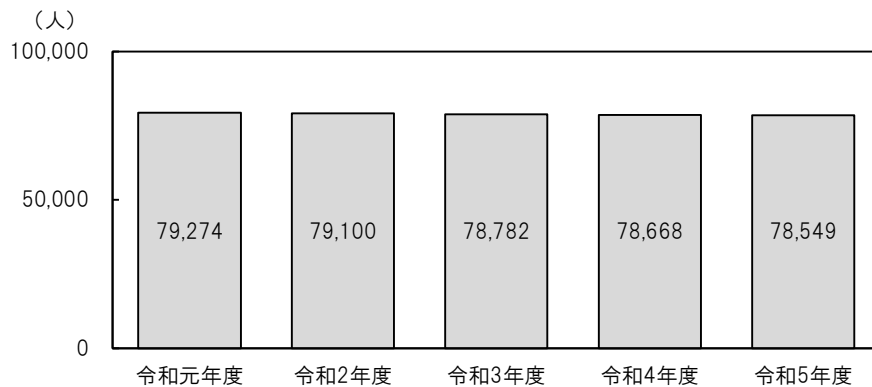
まちの現状と課題

1 香芝市の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は徐々に減少しており、令和 5 年度の人口は 78,549 人で、令和元年度に比べて 725 人減少しています。

■ 香芝市の人口の推移



□人口の推移

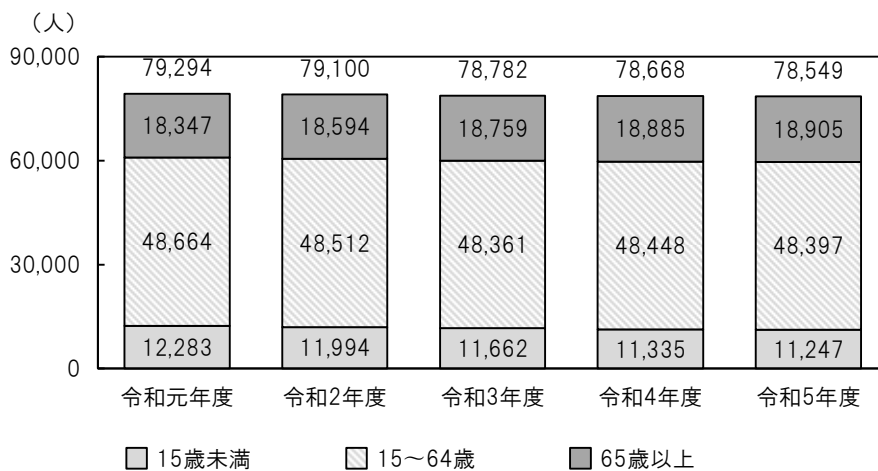
※各年度末現在（令和 5 年度は 6 月末現在）

出典：住民基本台帳

(2) 年齢 3 区分別人口の推移

本市の年齢 3 区分別人口をみると、全国的な少子高齢化の進展に伴い、15 歳未満の年少人口は減少傾向となっています。一方、高齢化は着実に進んでおり、今後も増加していくことが予測されます。15～64 歳の生産年齢人口は近年増減しながら推移しています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



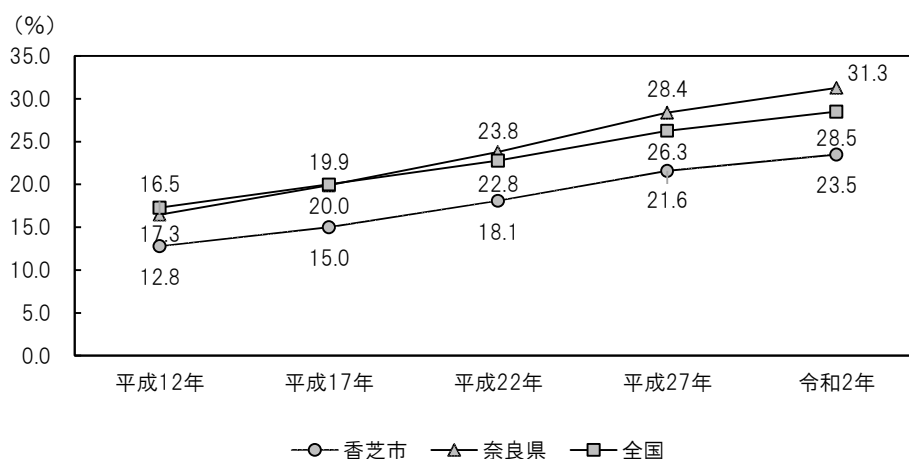
※各年度末現在（令和 5 年度は 6 月末現在）

出典：住民基本台帳

(3) 高齢化率の推移

本市の高齢化率は、平成12年から令和2年にかけて、増加傾向となっています。ただし、全国平均、奈良県平均と比較すると、本市は高齢化率が低くなっています。

■ 高齢化率の推移

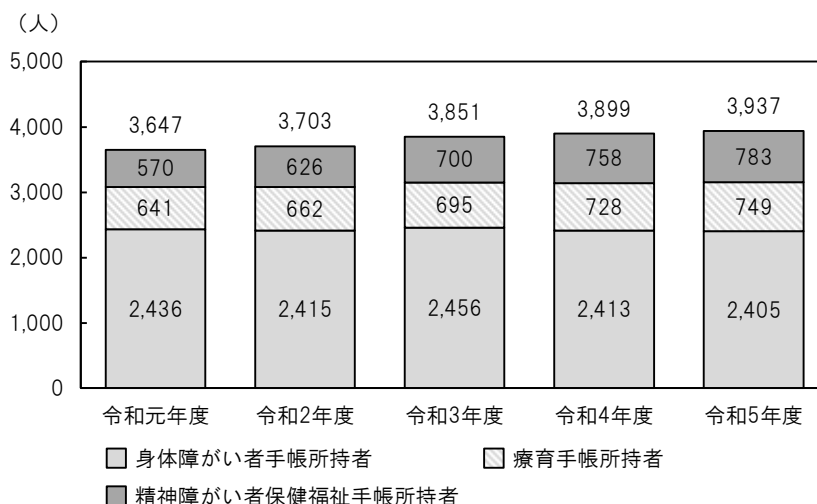


出典：国勢調査

(4) 障がい種別手帳所持者数

障がい手帳所持者数の推移をみると、年々増加を続け、令和元年度から令和5年度にかけて290人増加しています。手帳種別にみると、身体障がい者手帳所持者では令和元年度から令和5年度にかけて31人減少しています。一方、療育手帳所持者で108人、精神障がい者保健福祉手帳所持者で213人増加しています。

■ 障がい種別手帳所持者数



※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）

出典：住民基本台帳

(5) 年齢別手帳所持者数

年齢別に手帳所持者数をみると、身体障がい者手帳所持者は70歳以上の比較的年齢が高い層、療育手帳所持者は30歳未満の比較的年齢が低い層、精神障がい者保健福祉手帳所持者は35～59歳の中間層の割合が高くなっていることがわかります。

■ 年齢別手帳所持者数

単位：上段（人）／下段（比率）

	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計
0～4歳	5 0.2%	28 3.7%	0 0%	33 0.8%
5～9歳	8 0.3%	70 9.3%	5 0.6%	83 2.1%
10～14歳	13 0.5%	109 14.6%	11 1.4%	133 3.3%
15～19歳	29 1.2%	115 15.4%	20 2.6%	164 4.1%
20～24歳	28 1.2%	106 14.2%	29 3.7%	163 4.1%
25～29歳	9 0.4%	71 9.5%	55 7.0%	135 3.4%
30～34歳	18 0.7%	43 5.7%	43 5.5%	104 2.6%
35～39歳	33 1.4%	43 5.7%	73 9.3%	149 3.8%
40～44歳	53 2.2%	43 5.7%	63 8.0%	159 4.0%
45～49歳	70 2.9%	41 5.5%	85 10.9%	196 5.0%
50～54歳	101 4.2%	35 4.7%	96 12.3%	232 5.9%
55～59歳	121 5.0%	20 2.8%	82 10.5%	223 5.7%
60～64歳	120 5.0%	12 1.6%	54 6.9%	185 4.7%
65～69歳	178 7.4%	4 0.5%	62 7.9%	243 6.2%
70～74歳	337 14.0%	3 0.4%	37 4.7%	377 9.6%
75～79歳	360 15.0%	2 0.3%	34 4.3%	396 10.1%
80歳以上	787 32.7%	4 0.5%	34 4.3%	825 21.0%
合計（人）	2,405	749	783	3,937

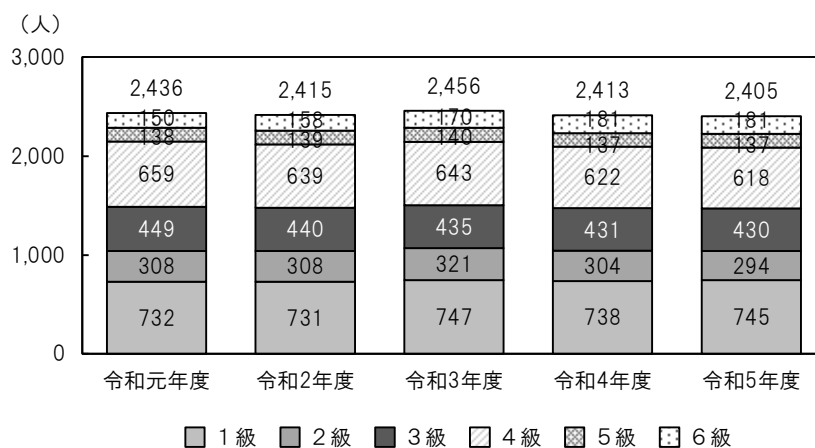
※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）

出典：社会福祉課

(6) 身体障がい者手帳所持者の状況

等級別身体障がい者手帳所持者の推移をみると、令和5年度は1級と6級以外は令和元年度より減少しています。1級は令和5年度は745人で、令和元年度より13人増加し、6級では31人増加しています。

■ 等級別身体障がい者手帳所持者数



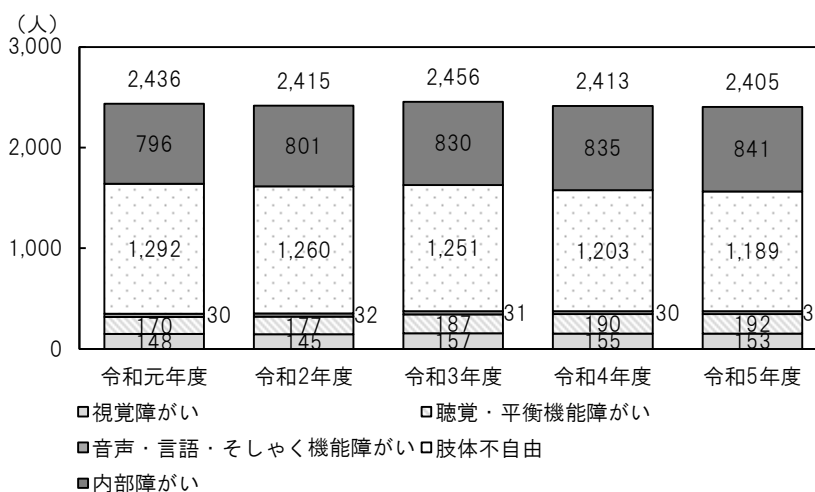
※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）

出典：社会福祉課

(7) 障がい種別身体障がい者手帳所持者の状況

障がい種別身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、視覚障がいと聴覚・平衡機能障がい、内部障がいが増加しています。肢体不自由は令和元年度以降減少しています。音声・言語・そしゃく機能障がいはおおむね横ばいとなっています。全体では、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

■ 障がい種別身体障がい者手帳所持者数



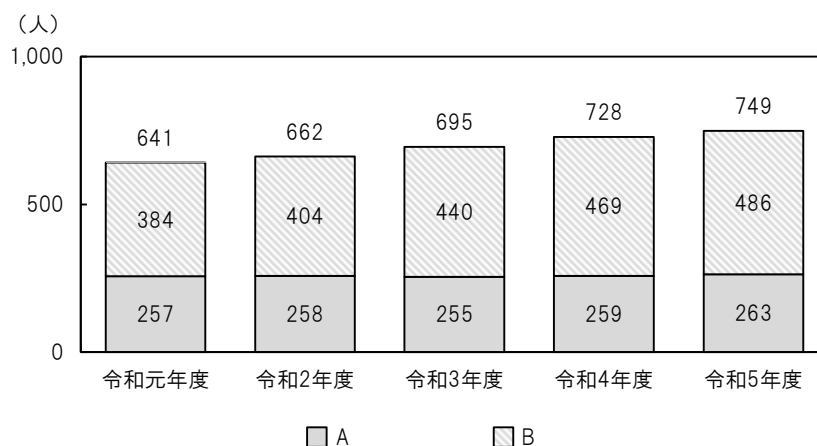
※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）

出典：社会福祉課

(8) 療育手帳所持者の状況

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しています。令和5年度のA判定は263人で、令和元年度に比べて6人増加しています。B判定は486人で令和元年度に比べて102人増加しています。

■ 等級別療育手帳所持者数

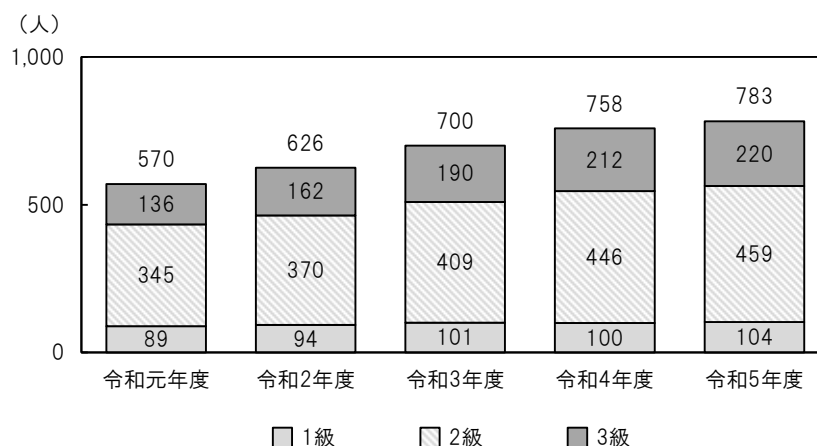


※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）
出典：社会福祉課

(9) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加しています。等級別にみると、2級と3級は年々増加している一方、1級は増減を繰り返しながら増加しています。

■ 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

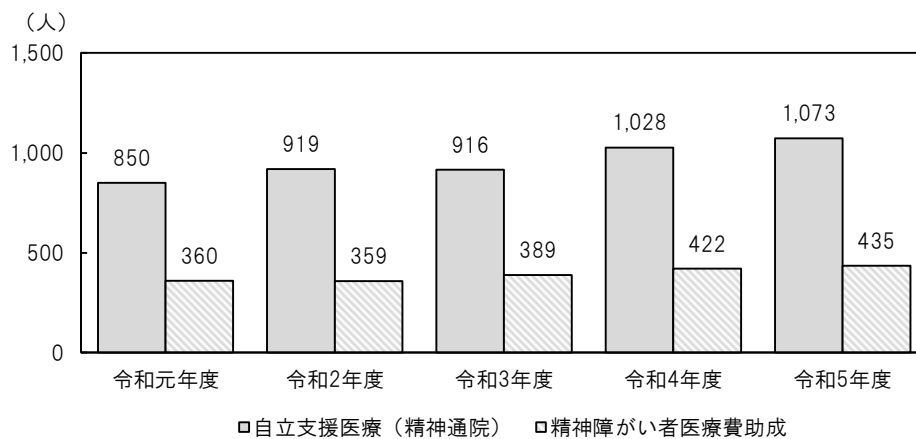


※各年度末現在（令和5年度は6月末現在）
出典：社会福祉課

(10) 自立支援医療（精神通院）・精神障がい者医療費助成受給者の状況

自立支援医療(精神通院)の利用者数は令和4年度以降増加しています。また、精神障がい者医療費助成の利用者数は令和3年度以降増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院）・精神障がい者医療費助成受給者数



※各年7月31日現在
出典：社会福祉課

2 アンケート調査結果からみる状況

(1) アンケート調査の目的

すべての障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した暮らしのできる福祉のまちづくりのため、市内の障がい者手帳所持者などに対し、日常の生活の状況、就労や福祉サービスに関すること、将来ニーズなどを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者:香芝市在住の障がい者手帳等をお持ちの方 2,000 名

調査期間:令和5年9月1日(金)~令和5年9月20日(水)

調査方法:郵送による配布・回収

有効回収数:1,018 件

有効回収率:50.9%

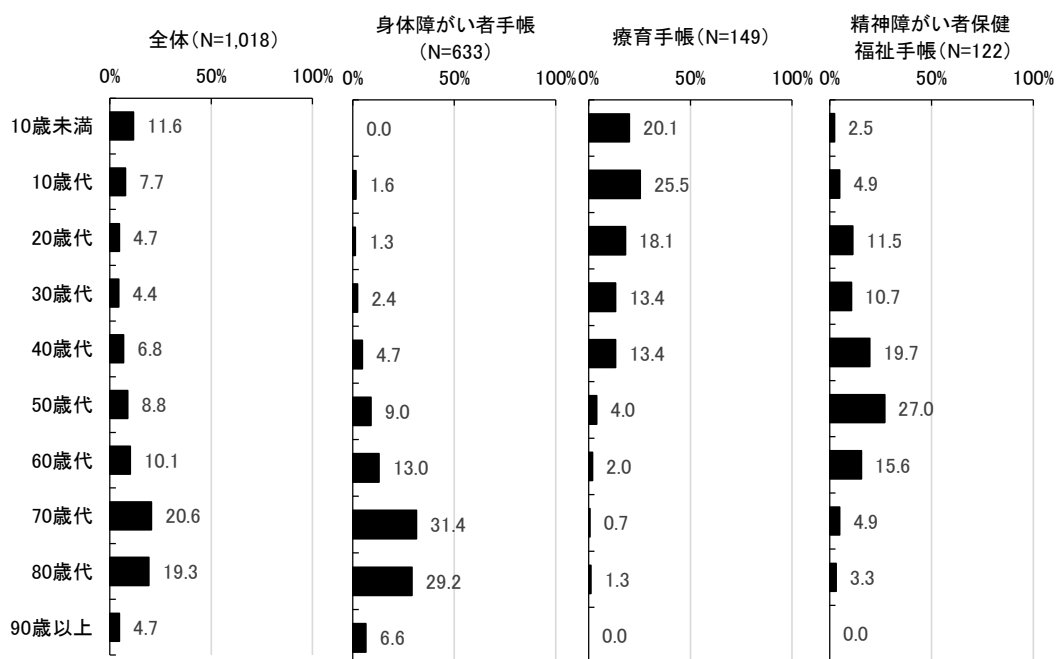
(3) 主な調査内容 [抜粋]

回答者について

回答者の年齢

年齢についてみると、全体では「70歳代」が20.6%と最も高く、次いで「80歳代」が19.3%、「10歳未満」が11.6%となっています。

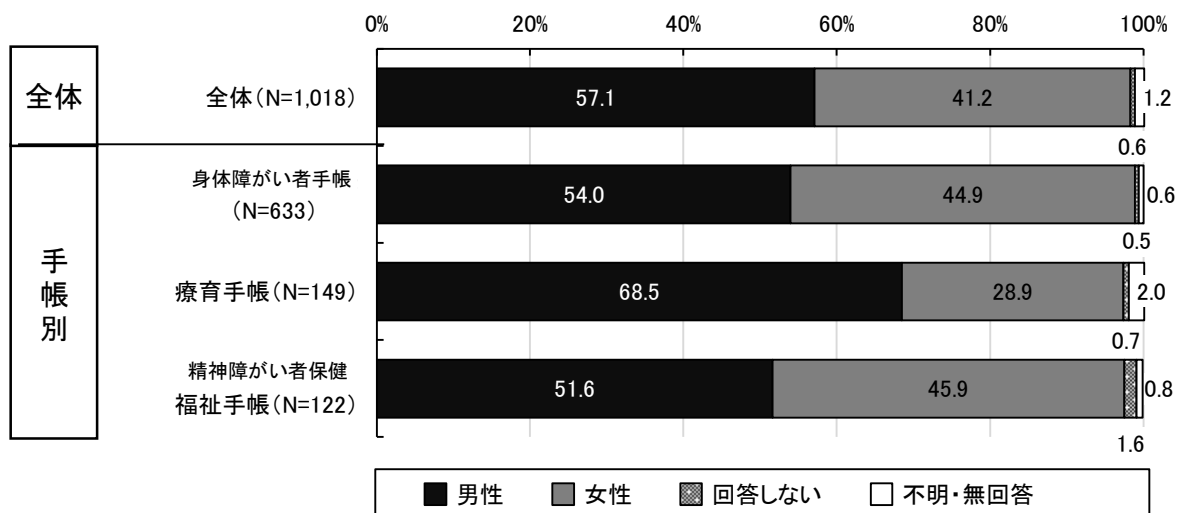
所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「70歳代」が31.4%となっています。[療育手帳]では「10歳代」が25.5%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「50歳代」が27.0%となっています。



回答者の性別

性別についてみると、全体では「男性」が57.1%と最も高く、次いで「女性」が41.2%、「回答しない」が0.6%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「男性」が54.0%となっています。[療育手帳]では「男性」が68.5%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「男性」が51.6%となっています。

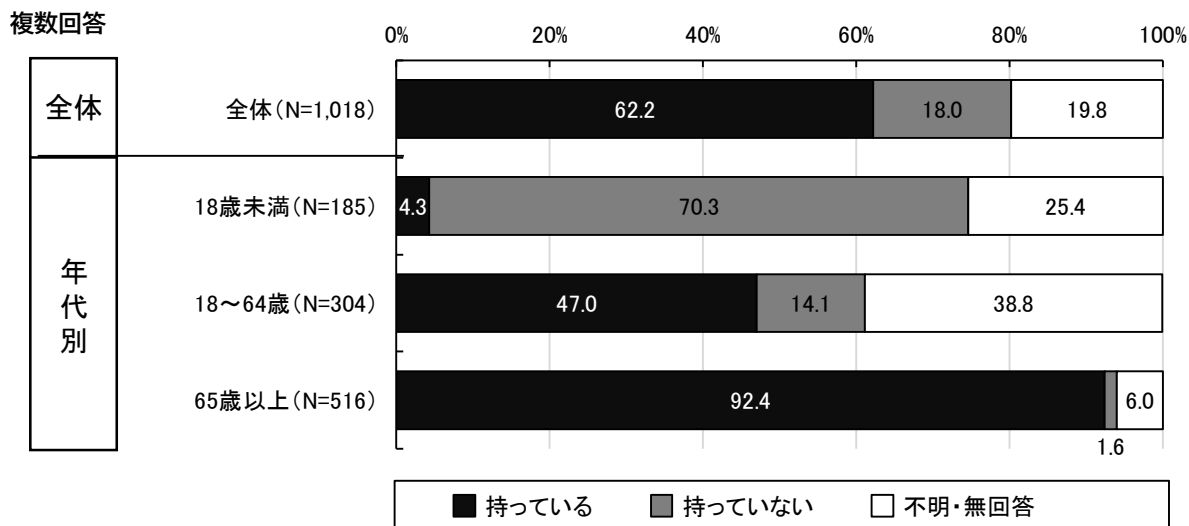


障がいの状態について

身体障がい者手帳の所持状況

身体障がい者手帳の所持状況についてみると、全体では「持っている」が 62.2%、「持っていない」が 18.0%となっています。

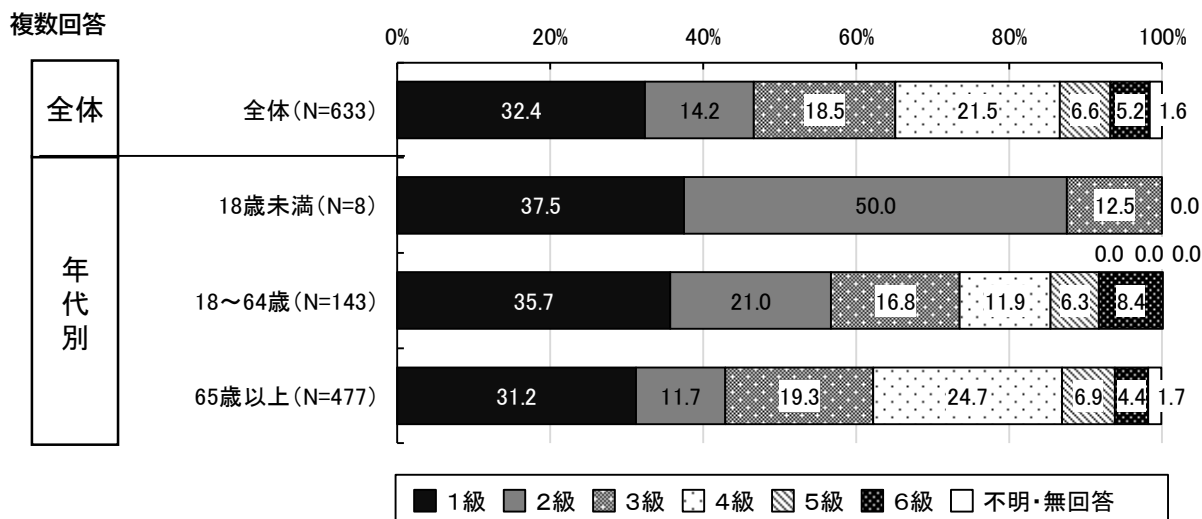
[18 歳未満]では「持っていない」が 70.3%となっています。[18～64 歳]では「持っている」が 47.0%となっています。[65 歳以上]では「持っている」が 92.4%となっています。



身体障がい者手帳の等級

身体障がい者手帳の等級についてみると、全体では「1級」が 32.4%と最も高く、次いで「4級」が 21.5%、「3級」が 18.5%となっています。

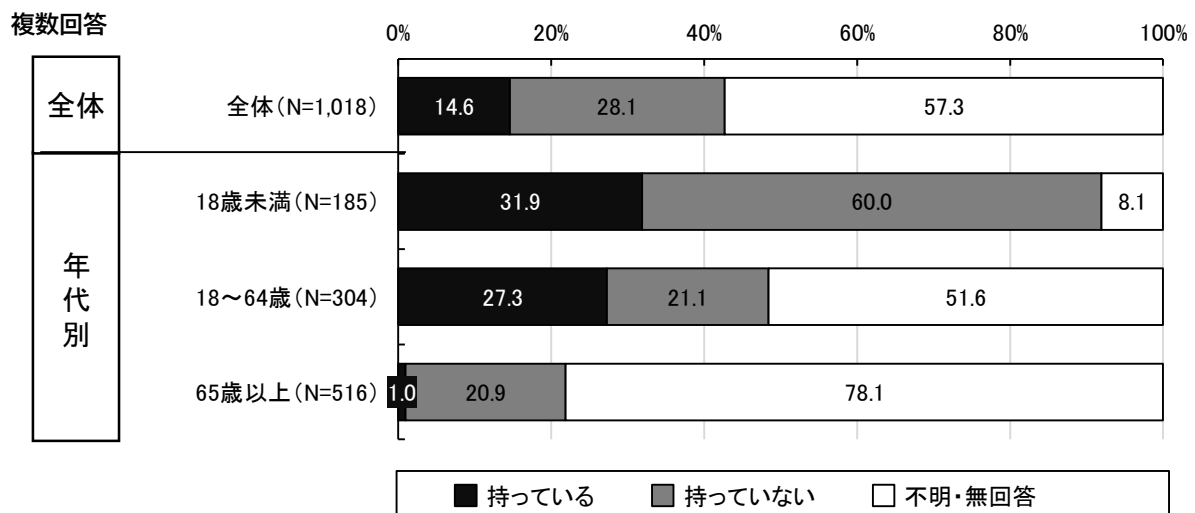
[18 歳未満]では「2級」が 50.0%となっています。[18～64 歳]では「1級」が 35.7%となっています。[65 歳以上]では「1級」が 31.2%となっています。



療育手帳の所持状況

療育手帳の所持状況についてみると、全体では「持っていない」が 28.1%、「持っている」が 14.6%となっています。

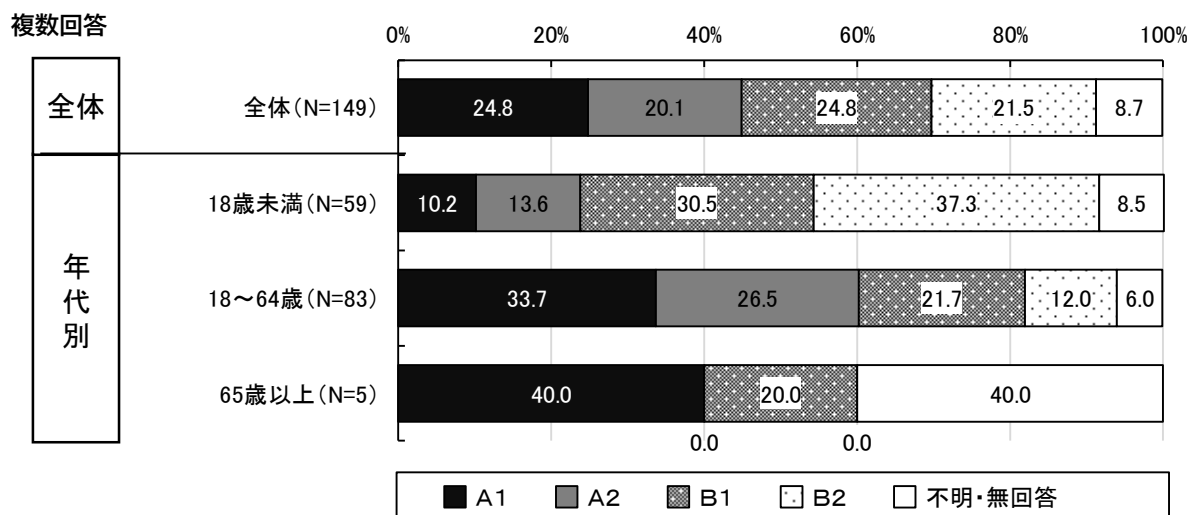
[18 歳未満]では「持っていない」が 60.0%となっています。[18～64 歳]では「持っている」が 27.3%となっています。[65 歳以上]では「持っていない」が 20.9%となっています。



療育手帳の判定

療育手帳の判定についてみると、全体では「A1」「B1」がそれぞれ 24.8%と最も高く、次いで「B2」が 21.5%、「A2」が 20.1%となっています。

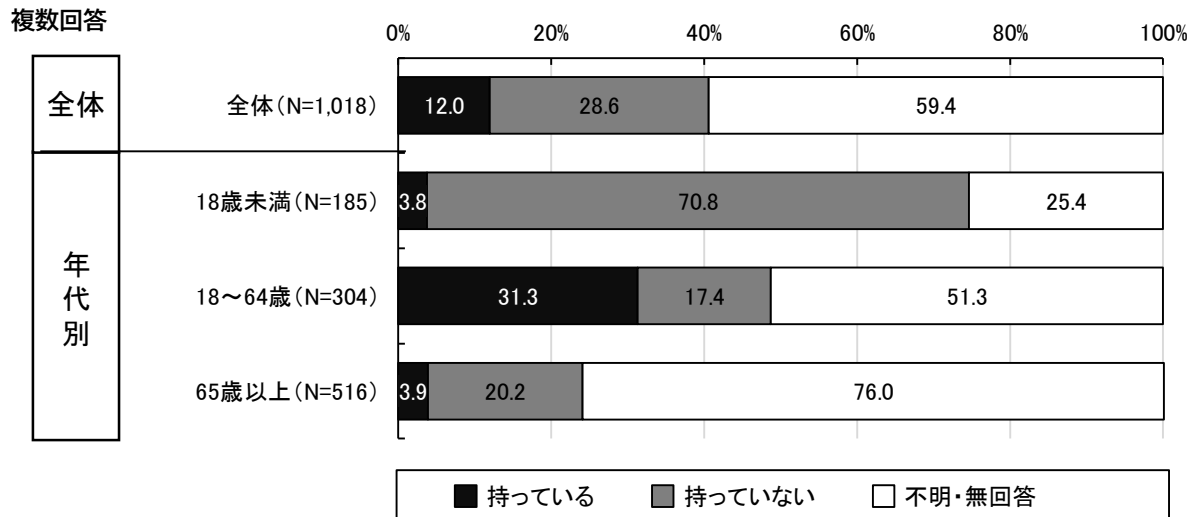
[18 歳未満]では「B2」が 37.3%となっています。[18～64 歳]では「A1」が 33.7%となっています。[65 歳以上]では「A1」が 40.0%となっています。



精神障がい者保健福祉手帳の所持状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持状況についてみると、全体では「持っていない」が 28.6%、「持っている」が 12.0%となっています。

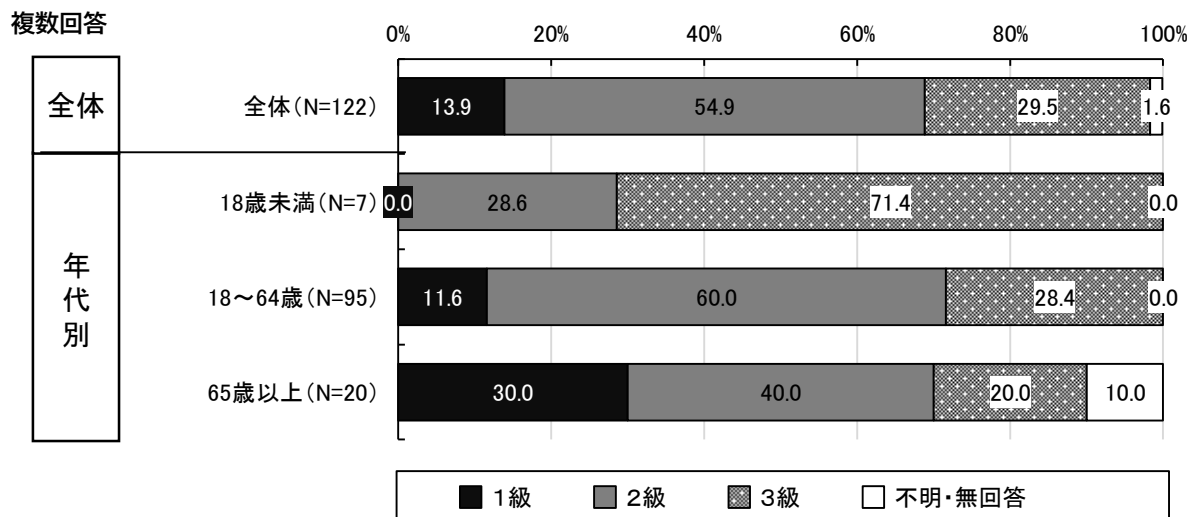
[18 歳未満]では「持っていない」が 70.8%となっています。[18～64 歳]では「持っている」が 31.3%となっています。[65 歳以上]では「持っていない」が 20.2%となっています。



精神障がい者保健福祉手帳の等級

精神障がい者保健福祉手帳の等級についてみると、全体では「2級」が 54.9%と最も高く、次いで「3級」が 29.5%、「1級」が 13.9%となっています。

[18 歳未満]では「3級」が 71.4%となっています。[18～64 歳]では「2級」が 60.0%となっています。[65 歳以上]では「2級」が 40.0%となっています。



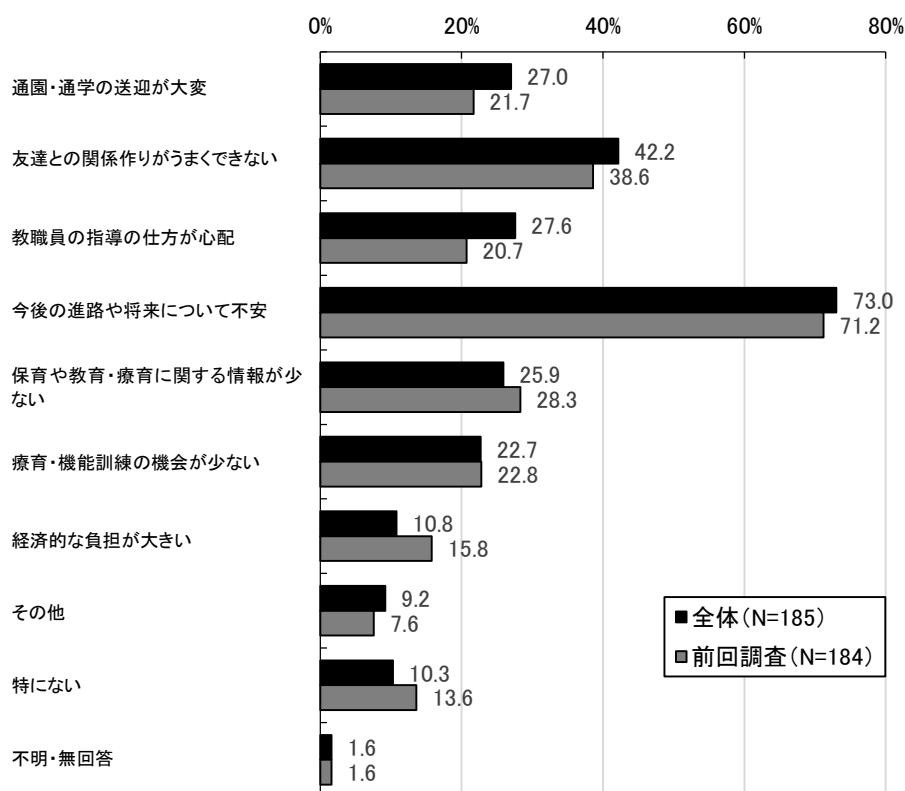
保育・教育・療育について

お子さんの通園や通学、学校生活などで困っていることや心配していること

全体では「今後の進路や将来について不安」が 73.0%と最も高く、次いで「友達との関係作りがうまくできない」が 42.2%、「教職員の指導の仕方が心配」が 27.6%となっています。

前回調査と比較すると「教職員の指導の仕方が心配」は 6.9 ポイント増加しており、一方で「経済的な負担が大きい」が 5.0 ポイント減少しています。

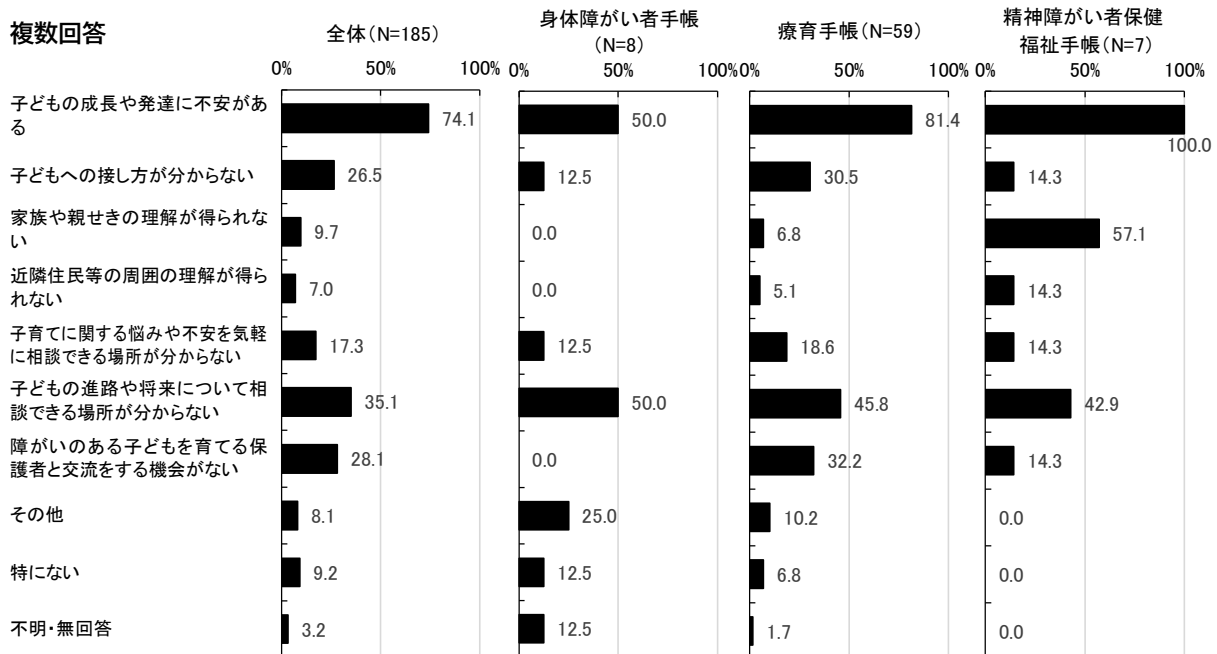
複数回答



子育てでこれまでに困ったことや現在困っていること

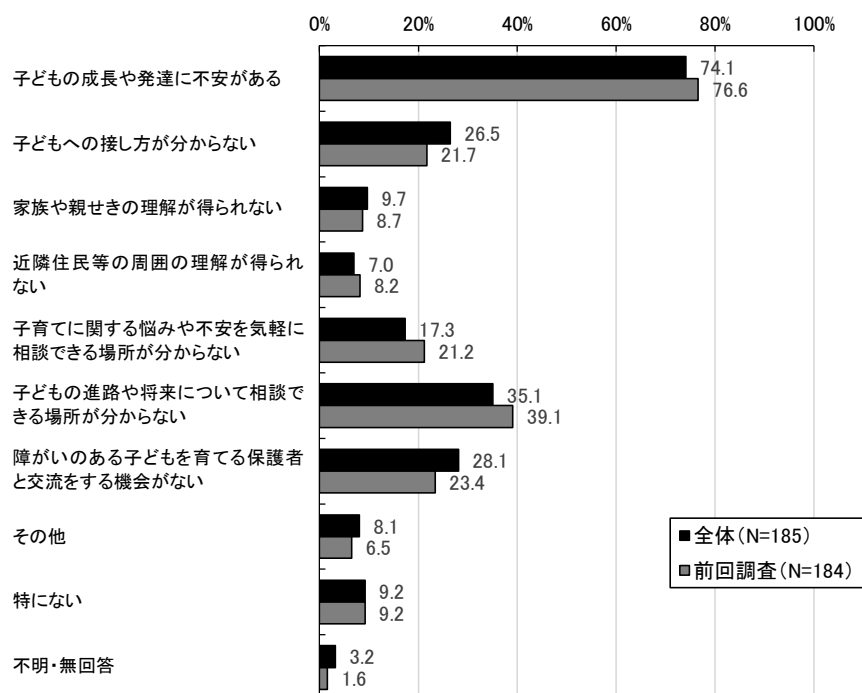
全体では「子どもの成長や発達に不安がある」が 74.1%と最も高く、次いで「子どもの進路や将来について相談できる場所が分からない」が 35.1%、「障がいのある子どもを育てる保護者と交流をする機会がない」が 28.1%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「子どもの成長や発達に不安がある」「子どもの進路や将来について相談できる場所が分からない」がそれぞれ 50.0%となっています。[療育手帳]では「子どもの成長や発達に不安がある」が 81.4%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「子どもの成長や発達に不安がある」が 100.0%となっています。



■経年比較

前回調査と比較すると「子どもへの接し方が分からない」が 4.8 ポイント増加しており、「子どもの進路や将来について相談できる場所が分からない」が 4.0 ポイント減少しています。



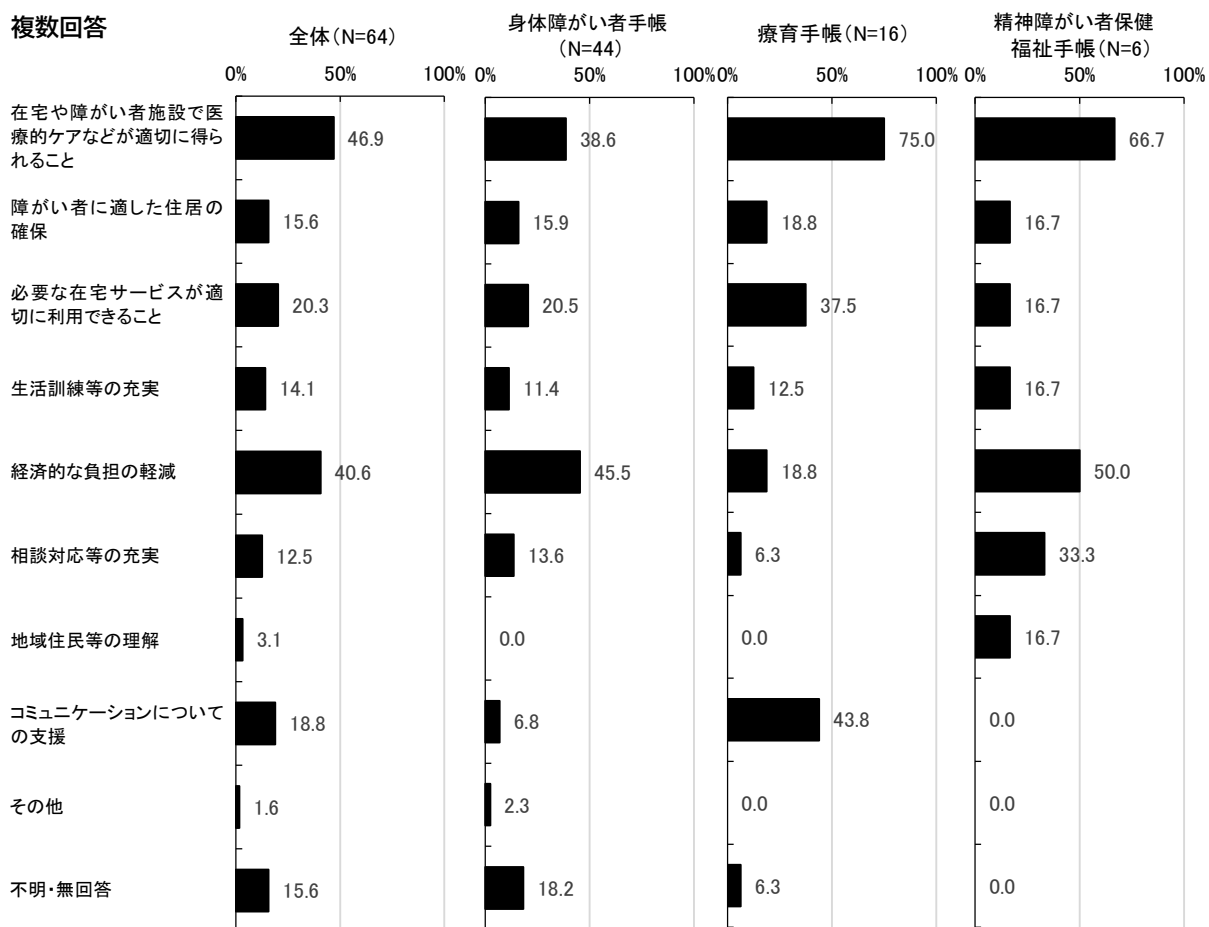
暮らしについて

希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るためにあると良いと思う支援についてみると、全体では「在宅や障がい者施設（グループホーム等も含む）で医療的ケアなどが適切に得られること」が46.9%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が40.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が20.3%となっています。

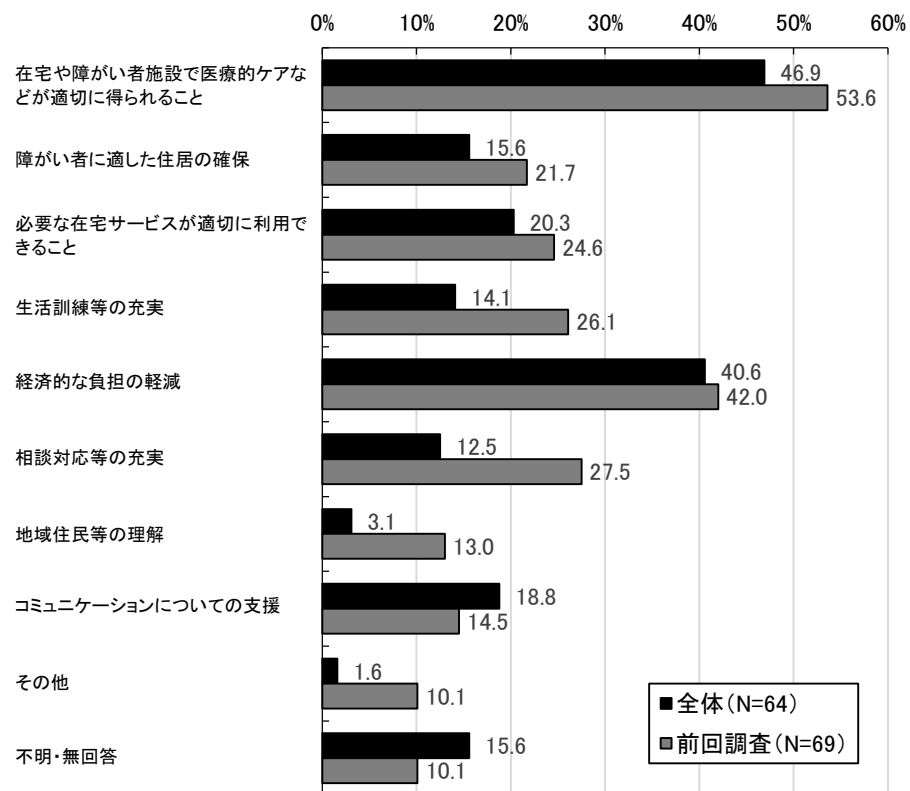
所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「経済的な負担の軽減」が45.5%となっています。[療育手帳]では「在宅や障がい者施設（グループホーム等も含む）で医療的ケアなどが適切に得られること」が75.0%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「在宅や障がい者施設（グループホーム等も含む）で医療的ケアなどが適切に得られること」が66.7%となっています。

複数回答



■経年比較

前回調査と比較すると「コミュニケーションについての支援」は 4.3 ポイント増加しており、一方で「相談対応等の充実」は 15.0 ポイント減少しています。



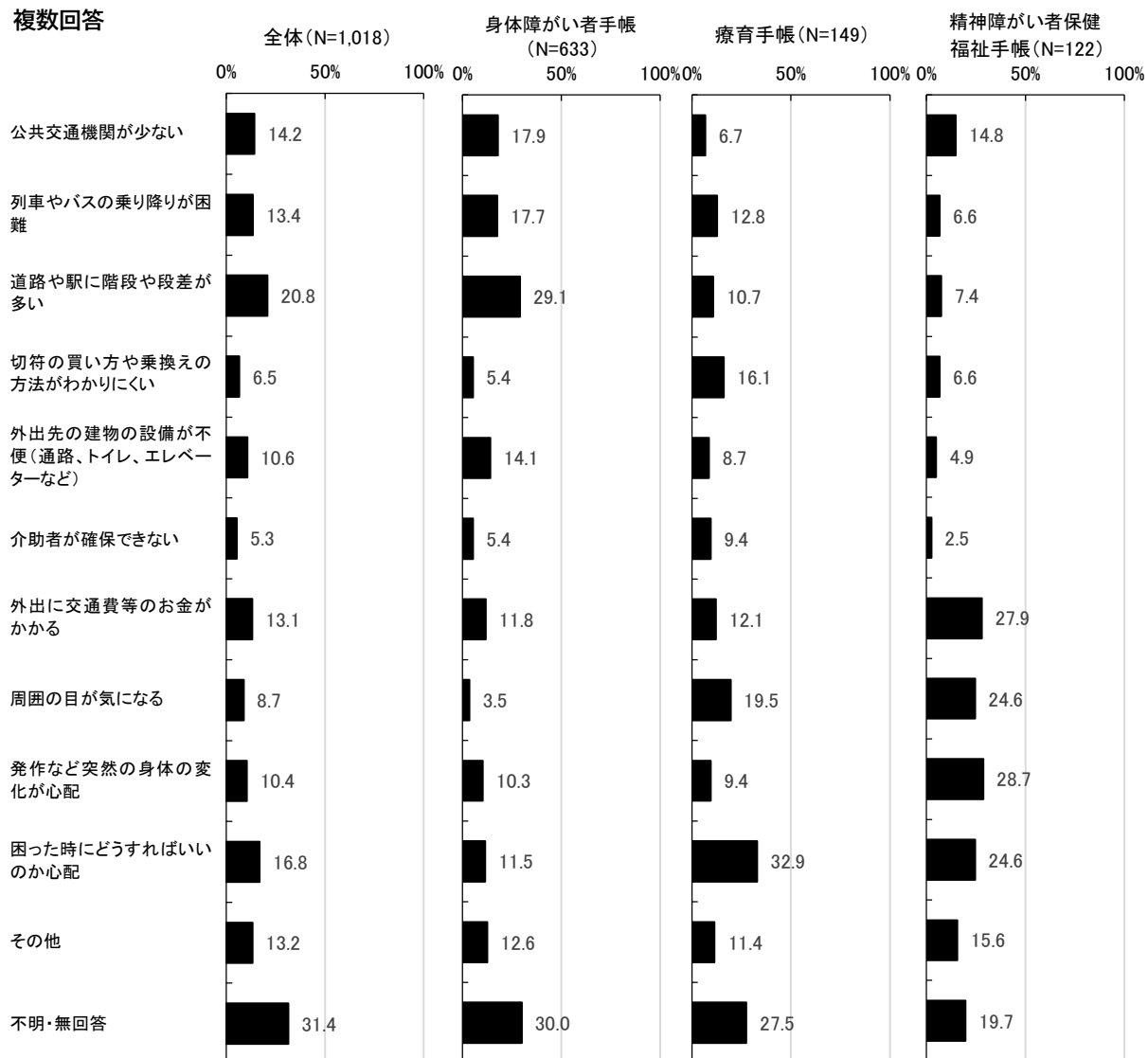
日中活動や就労について

外出するときに困ること

外出するときに困ることについてみると、全体では「道路や駅に階段や段差が多い」が 20.8%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 16.8%、「公共交通機関が少ない」が 14.2%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「道路や駅に階段や段差が多い」が 29.1%となっています。[療育手帳]では「困った時にどうすればいいのか心配」が 32.9%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「発作など突然の身体の変化が心配」が 28.7%となっています。

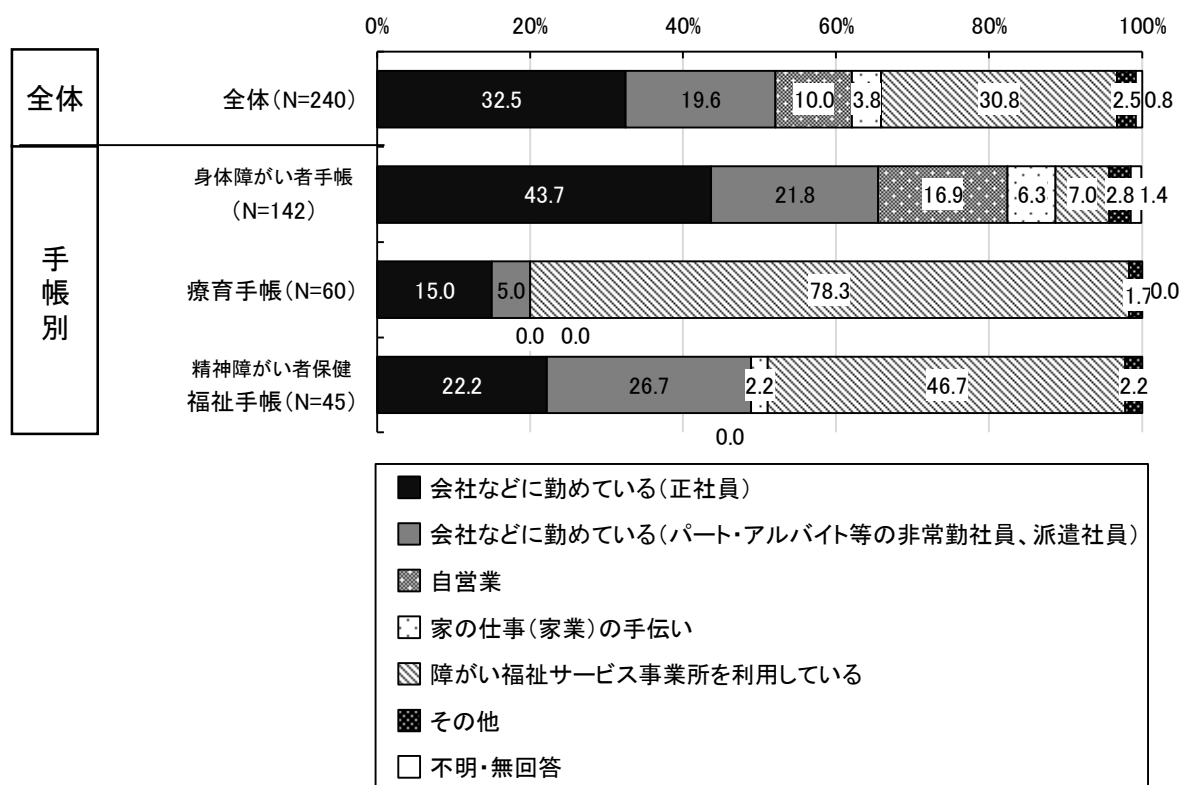
複数回答



仕事の内容について

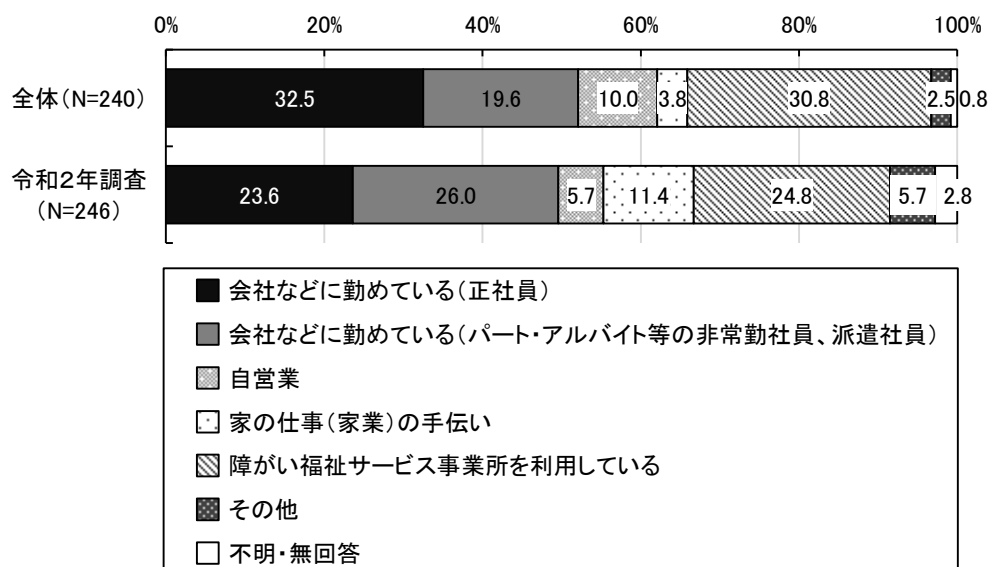
仕事の内容についてみると、全体では「会社などに勤めている(正社員)」が32.5%と最も高く、次いで「障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護等)を利用している」が30.8%、「会社などに勤めている(パート・アルバイト等の非常勤社員、派遣社員)」が19.6%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「会社などに勤めている(正社員)」が43.7%となっています。[療育手帳]では「障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護等)を利用している」が78.3%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護等)を利用している」が46.7%となっています。



■経年比較

前回調査と比較すると「家の仕事(家業)の手伝い」が7.6ポイント減少しており、一方で「会社などに勤めている(正社員)」は8.9ポイント増加しています。

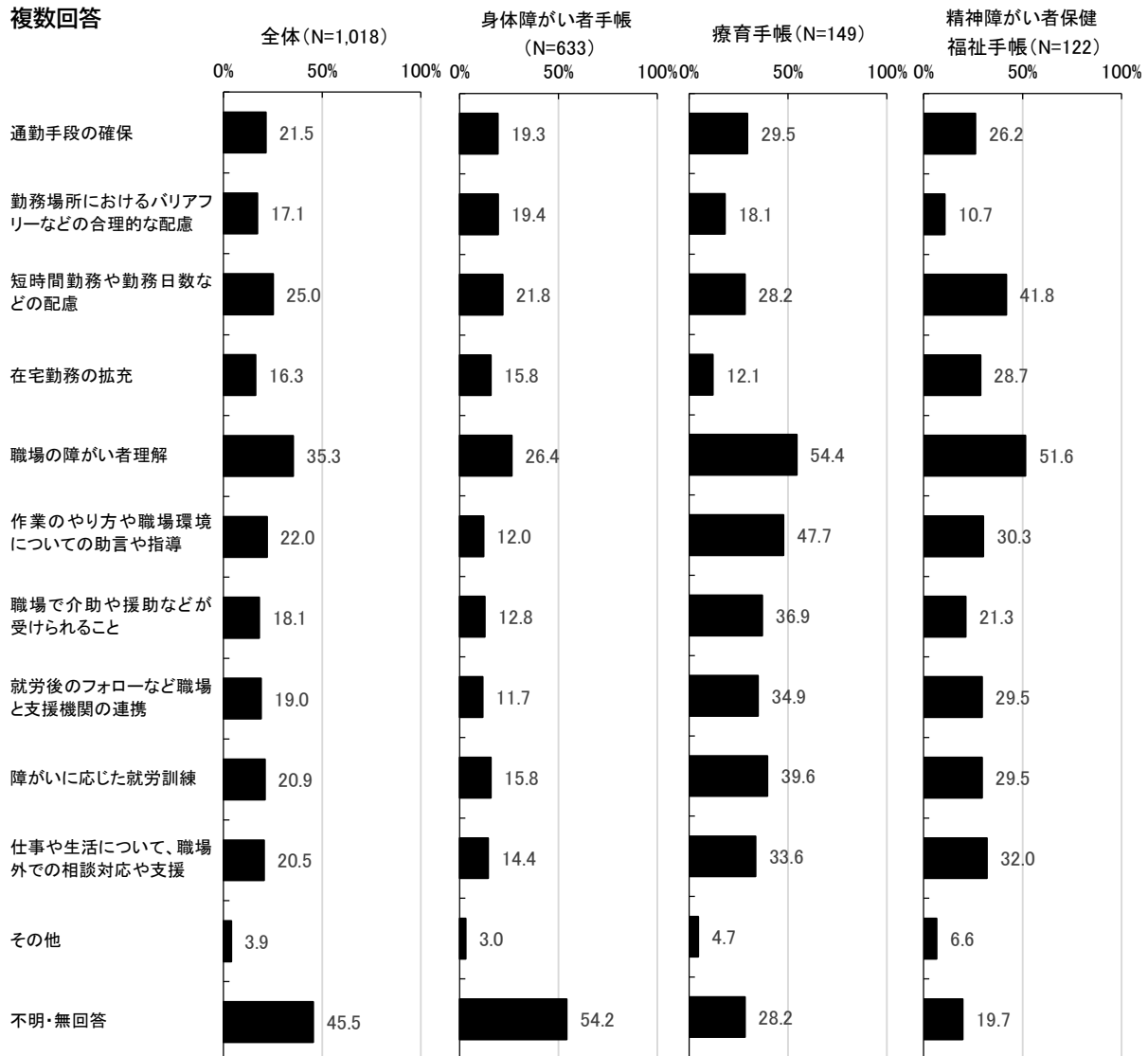


障がい者の就労支援として必要なこと

就労支援に必要なことについてみると、全体では「職場の障がい者理解」が 35.3%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 25.0%、「作業のやり方や職場環境についての助言や指導」が 22.0%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「職場の障がい者理解」が 26.4%となっています。[療育手帳]では「職場の障がい者理解」が 54.4%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「職場の障がい者理解」が 51.6%となっています。

複数回答



障がい福祉サービスなどの利用について

利用している障がい福祉に関するサービス

障がい福祉サービスの利用状況についてみると、全体では「利用していない」が48.0%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が10.6%、「児童発達支援」が7.5%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「利用していない」が59.6%となっています。[療育手帳]では「短期入所(ショートステイ)」が24.2%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「利用していない」が58.2%となっています。

[18歳未満]では「放課後等デイサービス」が52.4%となっています。[18～64歳]では「利用していない」が52.0%となっています。[65歳以上]では「利用していない」が58.1%となっています。

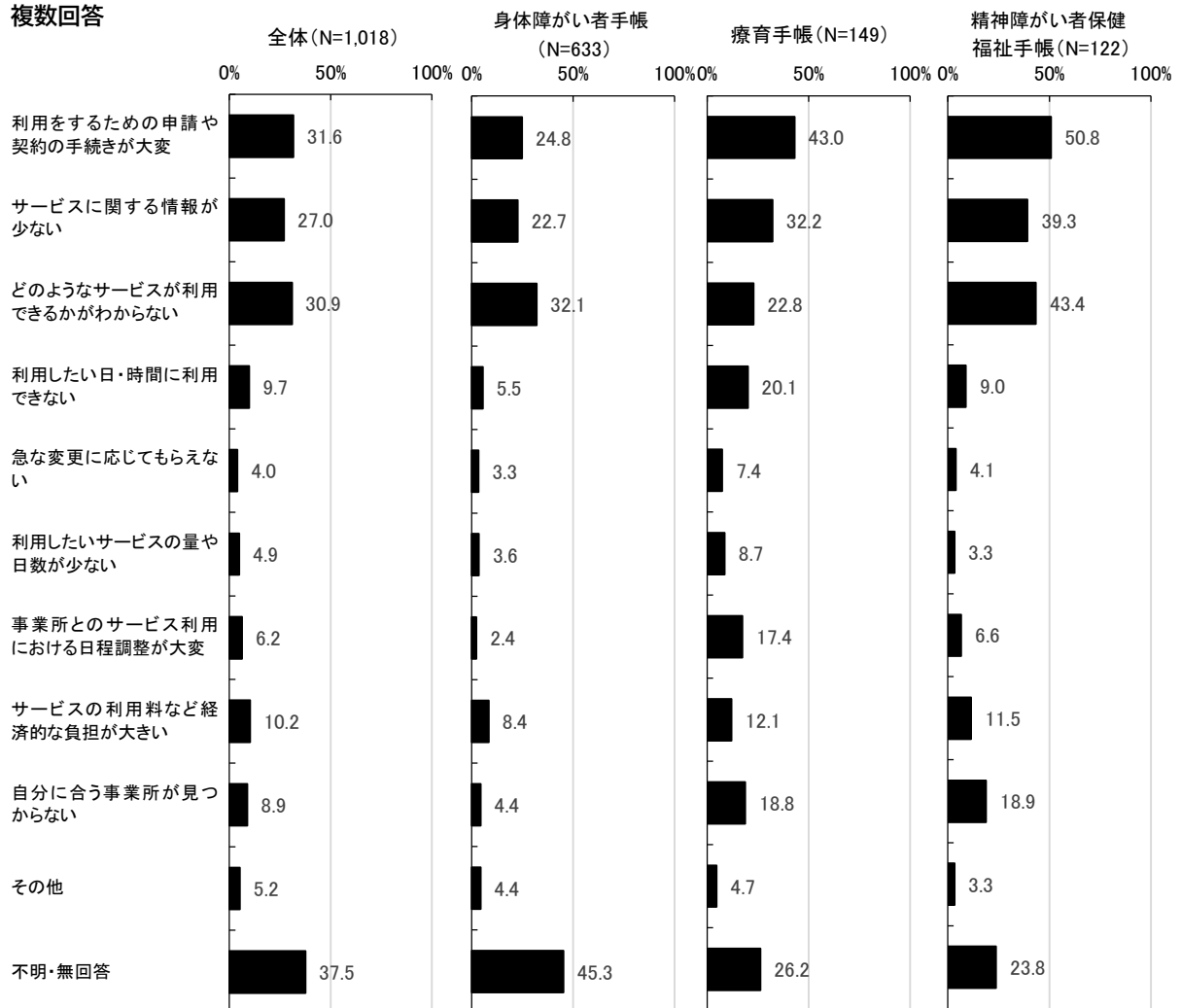
	全体 (N=1,018)	所持手帳別			年代別		
		身体障がい者手帳 (N=633)	療育手帳 (N=149)	精神障がい者保健福祉手帳 (N=122)	18歳未満 (N=185)	18～64歳 (N=304)	65歳以上 (N=516)
居宅介護	4.4	5.7	4.0	4.9	0.0	7.2	4.1
重度訪問介護	0.7	0.9	0.0	0.0	0.5	0.3	0.8
同行援護	1.5	2.1	0.7	0.8	0.0	1.3	2.1
行動援護	2.2	0.8	13.4	0.0	2.7	5.6	0.0
重度障がい者等包括支援	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
生活介護	4.6	2.8	20.8	1.6	0.0	12.2	1.7
自立生活援助	0.9	0.5	0.0	4.9	0.0	1.6	0.8
自立訓練(機能訓練)	1.4	2.1	2.0	0.0	1.1	0.7	1.9
自立訓練(生活訓練)	0.3	0.3	1.3	0.0	0.0	0.7	0.2
就労移行支援	0.6	0.0	2.0	3.3	0.0	2.0	0.0
就労継続支援A型	0.7	0.2	1.3	4.1	0.0	2.3	0.0
就労継続支援B型	2.8	1.1	8.1	11.5	0.0	9.5	0.0
就労定着支援	0.2	0.0	0.7	0.8	0.0	0.7	0.0
療養介護	0.5	0.8	1.3	0.8	0.0	0.3	0.8
短期入所(ショートステイ)	5.3	3.2	24.2	0.8	2.2	10.9	3.1
共同生活援助	1.2	0.6	4.7	1.6	0.0	3.0	0.6
施設入所支援	2.8	2.8	6.7	0.8	0.0	4.3	2.9
地域移行支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域定着支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童発達支援	7.5	0.0	14.8	0.0	40.5	0.3	0.0
医療型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
放課後等デイサービス	10.6	2.1	20.8	4.1	52.4	1.3	1.2
居宅訪問型児童発達支援	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保育所等訪問支援	2.4	0.0	5.4	2.5	13.0	0.0	0.0
意思疎通支援事業	0.4	0.5	0.7	0.0	0.5	0.0	0.6
日常生活用具給付等事業	2.0	3.2	1.3	0.0	0.5	1.0	3.1
日中一時支援事業	1.8	1.1	10.1	0.0	1.1	3.6	0.8
移動支援事業	3.7	1.9	16.8	4.9	2.7	8.2	1.6
訪問入浴サービス事業	1.0	1.4	0.7	0.0	0.0	0.7	1.6
地域活動支援センター事業	1.0	1.3	0.0	1.6	0.0	0.3	1.7
利用していない	48.0	59.6	16.8	58.2	13.5	52.0	58.1
不明・無回答	13.7	18.0	6.0	5.7	3.8	6.6	21.3

障がい福祉サービスを利用する際に不便だと感じること

障がい福祉サービスの不便なことについてみると、全体では「利用をするための申請や契約の手続きが大変」が 31.6%と最も高く、次いで「どのようなサービスが利用できるかわからない」が 30.9%、「サービスに関する情報が少ない」が 27.0%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「どのようなサービスが利用できるかわからない」が 32.1%となっています。[療育手帳]では「利用をするための申請や契約の手続きが大変」が 43.0%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「利用をするための申請や契約の手続きが大変」が 50.8%となっています。

複数回答



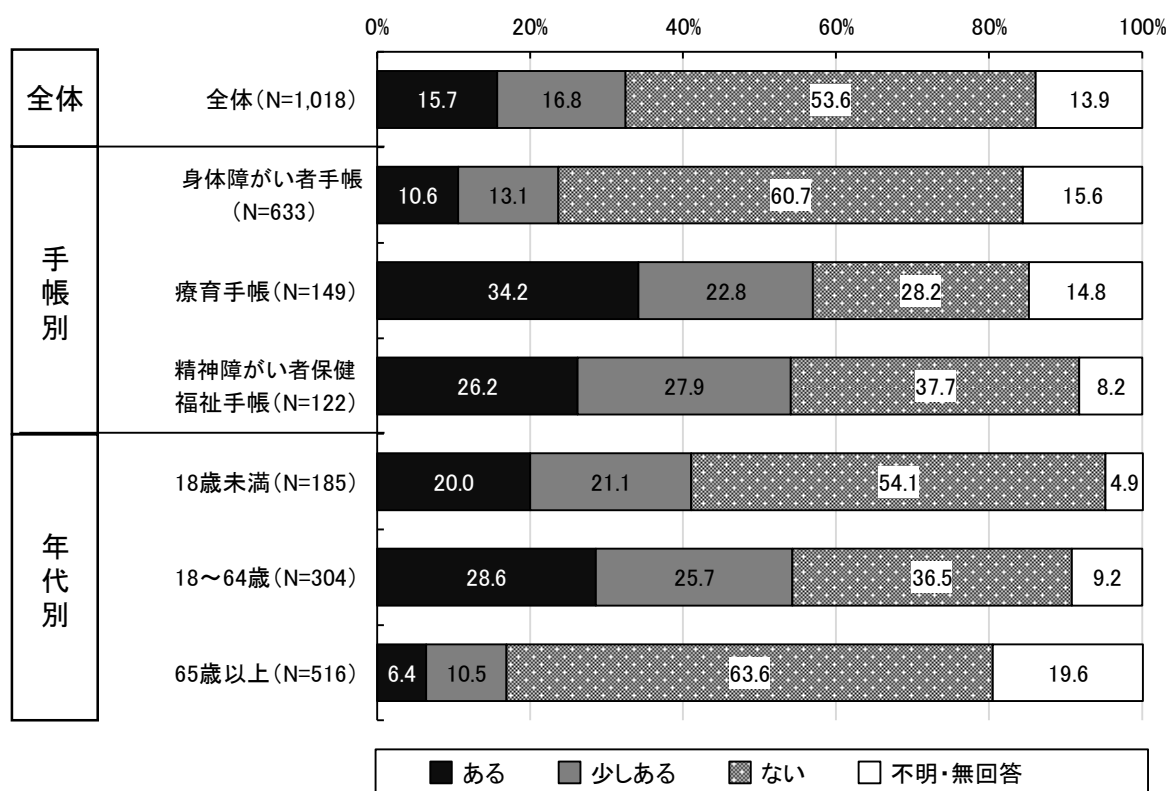
障がいへの理解や権利擁護について

差別を感じたこと

差別を感じたことについてみると、全体では「ない」が 53.6%と最も高く、次いで「少しある」が 16.8%、「ある」が 15.7%となっています。

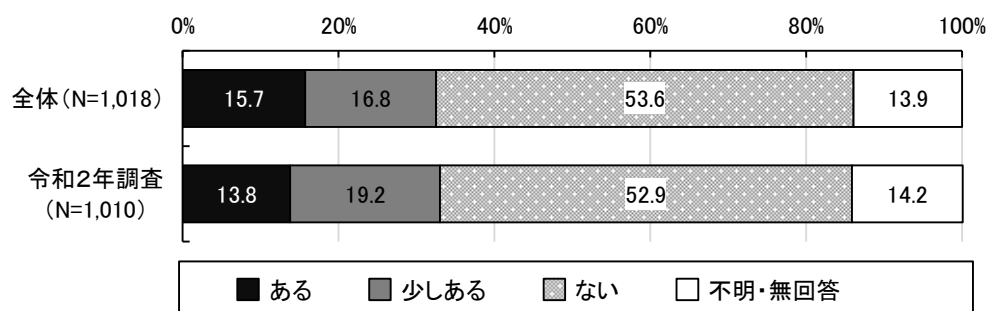
所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「ない」が 60.7%となっています。[療育手帳]では「ある」が 34.2%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「ない」が 37.7%となっています。

[18歳未満]では「ない」が 54.1%となっています。[18～64歳]では「ない」が 36.5%となっています。[65歳以上]では「ない」が 63.6%となっています。



経年比較

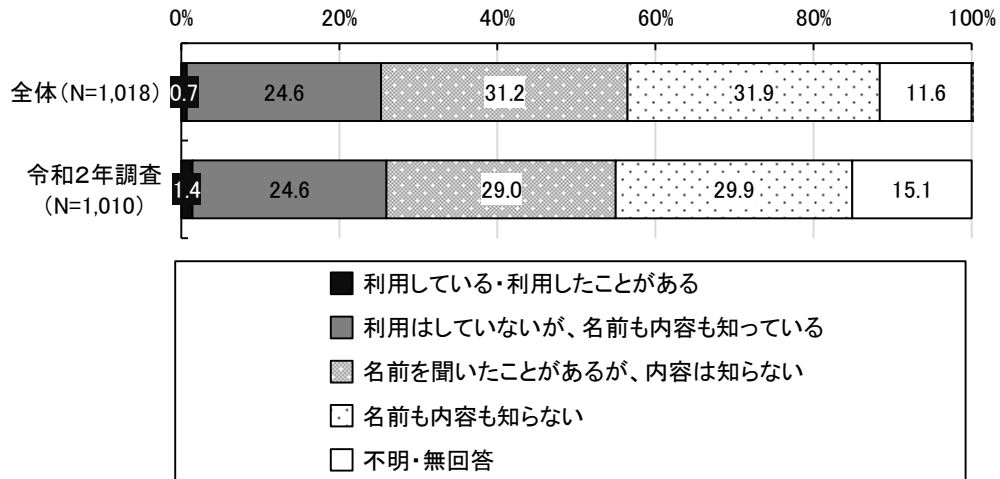
前回調査と比較すると「ある」が 1.9 ポイント増加しており、「少しある」は 2.4 ポイント減少しています。



成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、全体では「名前も内容も知らない」が 31.9%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 31.2%、「利用はしていないが、名前も内容も知っている」が 24.6%となっています。

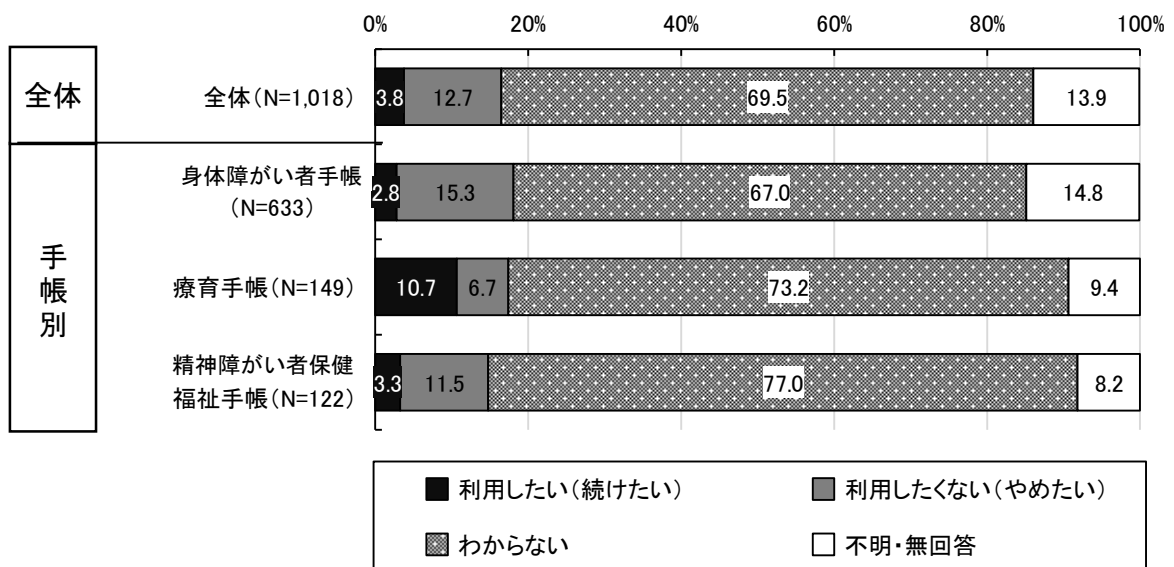
前回調査と比較すると「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」は 2.2 ポイント増加しており、一方で「利用している・利用したことがある」が 0.7 ポイント減少しています。



成年後見制度の利用意向

今後、成年後見制度を利用したいかについてみると、全体では「わからない」が 69.5%と最も高く、次いで「利用したくない(やめたい)」が 12.7%、「利用したい(続けたい)」が 3.8%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「わからない」が 67.0%となっています。[療育手帳]では「わからない」が 73.2%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「わからない」が 77.0%となっています。



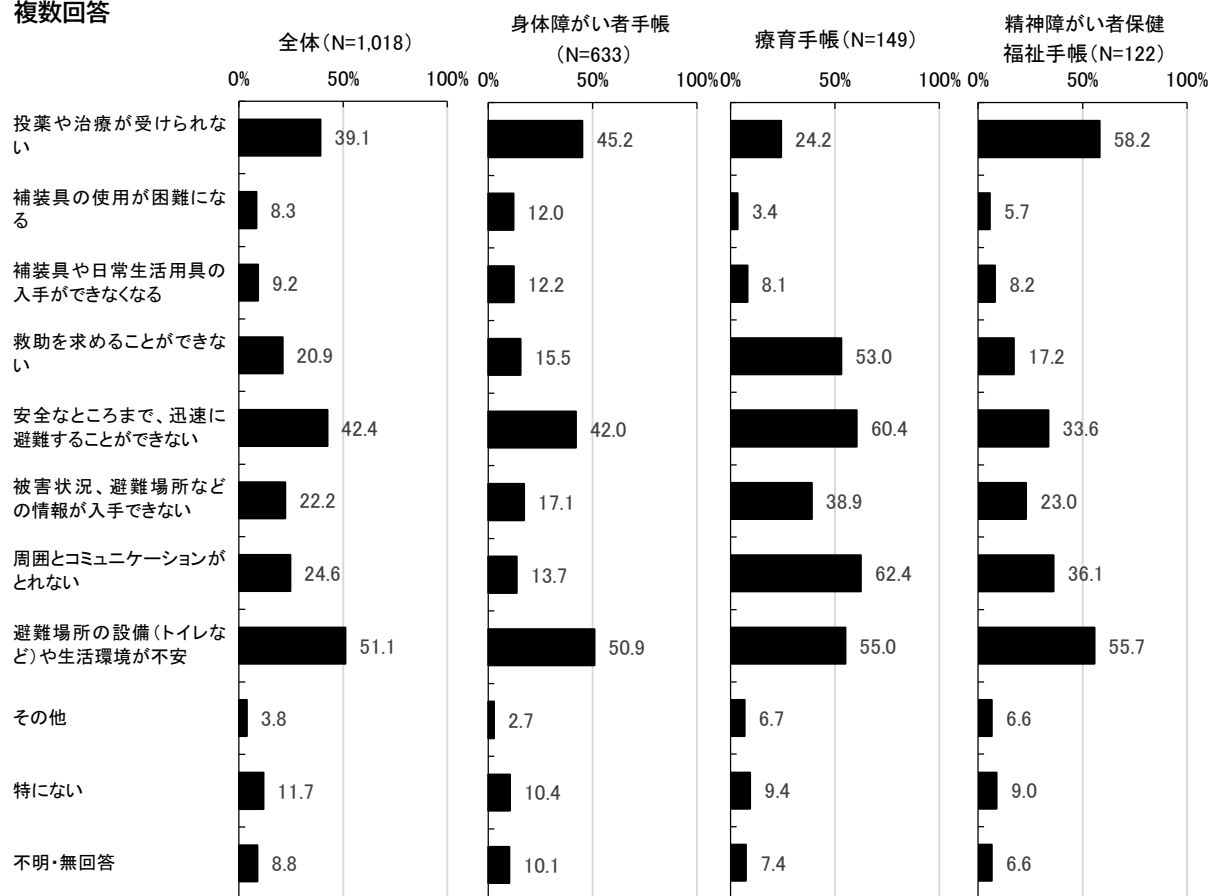
災害時の避難などについて

災害時に困ること

地震などの災害時に困ることについてみると、全体では「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が51.1%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が42.4%、「投薬や治療が受けられない」が39.1%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障がい者手帳]では「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」が50.9%となっています。[療育手帳]では「周囲とコミュニケーションがとれない」が62.4%となっています。[精神障がい者保健福祉手帳]では「投薬や治療が受けられない」が58.2%となっています。

複数回答



3 課題の整理

1. 保育・教育・療育

通園や通学、学校生活に関して、「今後の進路や将来について不安」を 3 年前の調査結果と同じく 7 割以上の人を感じています。また、子育てに関しては「子どもの成長や発達に不安がある」が 7 割以上と 3 年前と同じく最も高くなっており、障がいのある子どもの保護者の不安感が大きいことが考えられます。

- 個々のライフステージに応じた課題を含む多様なニーズに対応できるよう、関係機関の連携をさらに深め、総合的な支援体制を構築することが必要です。

2. 暮らし

希望する暮らしを送るために必要な支援では、どの障がいにおいても「在宅や障がい者施設(グループホーム等も含む)で医療的ケアなどが適切に得られること」という意見が高くなっています。手帳所持者別では、「経済的な負担の軽減」という意見も高くなっています。

- 疾病などの早期対応や適切な医療が受けられる体制の構築に向けて、保健・医療・福祉が連携して取り組む必要があります。
- グループホームのような地域生活への移行を支援する場の整備・普及、当事者の家族や介助者へのより細やかな支援が重要です。

3. 就労

障がいのある人の就労に関して、どの障がいにおいても「職場の障がい者理解」が 3 年前の調査結果と同じく最も求められており、企業などでの障がいへの理解促進が必要とされています。障がいのある人が自身の希望に応じた就労ができていない可能性があります。

- 新たに創設される「就労選択支援」の普及も含め、就労の希望を実現できる支援体制の強化が必要です。
- 職場における障がい者への理解の促進に加え、就労後のフォローアップなど、本人に寄り添った支援が必要です。

4. 障がいへの理解・権利擁護

差別を感じたことについて、療育手帳所持者では約 3 割といまだ高くなっており、障がいへの理解が浸透していないと感じる方が多い現状が伺えます。また、3 年前の調査結果と同じく、成年後見制度の名前や内容を知らない人が多いため、今後の利用希望を「わからない」とする人が多くなっています。

- 障がいへの正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知や啓発、福祉教育に取り組むことが必要です。
- 成年後見制度の認知度が高められるよう、周知・啓発が必要です。

5. サービス利用

サービスの利用状況では、18 歳未満では放課後等デイサービスや児童発達支援、18 歳から 64 歳では生活介護や短期入所(ショートステイ)、65 歳以上では居宅介護の利用が多くみられます。また、障がい福祉サービスを利用する際に不便だと感じることについては、「利用するための申請や契約の手続きが大変」「どのようなサービスが利用できるかがわからない」という意見が高くなっています。

- 障がいの特性や生活環境などに応じた多様な支援や、福祉サービスの提供が重要です。
- 制度の難解さや利用環境の面で、利用に抵抗を感じることはないよう、情報提供をはじめ、利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

近年の動向から…

●障がい児支援の充実

近年、障がい児支援のニーズが高まっており、本市においても児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援といった障がい児福祉サービスは、実績値が年々増加しています。ニーズの増加傾向は今後も続くことが見込まれており、引き続き障がい児福祉サービスの質と量の確保に努める他、保育を含めた福祉と教育、医療などとの分野横断的な連携により、切れ目のない支援に取り組むことが求められます。

●生活支援の充実

障がいの程度に関わらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療(精神科医療、一般医療)、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。特に近年は、障がい者・児の地域生活では、家族や保護者が介助者としての役割を担い本人を支えている場合が多く、家族や保護者が疲弊しているケースもあり、多くの方が「親なき後」のことを不安に思う現状が見受けられます。地域生活支援拠点等事業の活用や、当事者の権利擁護の一層の推進などを通じて、自立した生活を支える体制の強化を図っていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本市ではこれまでも、障がいのある人もない人も地域の一員として、住み慣れたところで自分らしく主体的に、心豊かにいきいきと生活できるまちづくりをめざしてきました。また、常に変化し多様化する障がい児者のニーズに対し、行政と事業者の連携を強化することにより、必要な人に必要なサービスが届く支援体制の構築を進めてきました。

本計画では、これまでの成果や課題を踏まえ、新たな課題の解決に取り組むために、第2期香芝市障がい者計画に掲げた基本理念「すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり」を継承し、まち全体で障がい者施策の取り組みを推進します。



基本理念

すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる
地域共生のまちづくり



(2) 基本目標

「第3期香芝市障がい者計画」では、基本理念を達成するために、次の4つを基本目標として、さまざまな取り組みの展開を図っています。

障がい者福祉を実現する4つの基本目標

1. 障がいのある人への理解の促進
2. 障がいのある人の生活支援の充実
3. ライフステージに応じた支援の充実
4. 安全で安心な生活環境の整備

基本目標 1. 障がいのある人への理解の促進

基本方針

障がいのある人が、地域社会において偏見や差別を受けることなく、権利が守られ、地域での交流・仲間づくり等を通じて生活できる地域共生社会の実現のため、障がいのある人との交流、イベントなどさまざまな機会を捉えて啓発を行うとともに、広報にも一層力を入れ差別解消を図っていきます。また、障がいに対する市民の理解を深めるため、学校等における福祉教育の充実にも取り組みます。

基本施策 1 差別の解消及び権利擁護の推進

関連する SDGs



- (1)障がいを理由とする差別の解消(合理的配慮)の推進
- (2)障がいのある人への虐待の防止
- (3)成年後見制度の周知・活用
- (4)日常生活自立支援事業の周知・活用

基本施策 2 市民理解の促進

関連する SDGs



- (1)啓発活動の推進
- (2)地域・学校における福祉教育の充実
- (3)地域福祉活動・ボランティア活動の推進

基本目標 2. 障がいのある人の生活支援の充実

基本方針

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の生活支援として、当事者本人や家族の高齢化、障がいの重度化・重複化等の状況を踏まえつつ、障がいのある人が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実、地域生活を支える相談支援の充実、保健・医療体制の充実に取り組みます。

基本施策 1 障がい福祉サービス等の充実

関連する SDGs



- (1)障がい福祉サービスの質の向上
- (2)地域生活への移行の促進
- (3)日中活動の場の充実
- (4)相談支援体制の充実
- (5)情報提供・コミュニケーション支援の充実
- (6)強度行動障がいへの支援

基本施策 2 保健・医療体制の充実

関連する SDGs



- (1)保健・医療の適切な提供・充実
- (2)精神保健対策の充実

基本目標 3. ライフステージに応じた支援の充実

基本方針

障がいのある就学前の子どもに対しては、療育や保育等に関する相談・助言、各種福祉サービスの利用を支援する体制の充実を図り、療育その他これに関連する支援を受けられる環境づくりを促進し、学校教育においては、子どもの年齢、能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育・福祉等の関係機関の連携により、教育の内容及び方法の改善・充実、周辺環境の整備に取り組みます。

また、障がいのある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動、社会教育などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障がいのある人の参加促進や、障がいのある人の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。併せて、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労定着、就労支援の充実を図ります。

基本施策 1 療育の推進・特別支援教育の充実

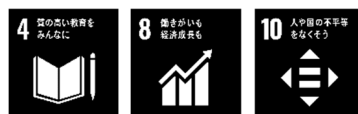
関連する SDGs



- (1) 早期発見・早期療育の推進
- (2) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (3) 医療的ケア児への支援
- (4) インクルーシブ教育・保育システムの構築
- (5) 療育・発達障がい児支援システムの構築

基本施策 2 積極的な社会参加の推進

関連する SDGs



- (1) 雇用拡大の促進・障がい者雇用への支援
- (2) 職場定着・多様な働き方への支援
- (3) 生涯学習・文化・スポーツ活動等の振興

基本目標 4. 安全で安心な生活環境の整備

基本方針

障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、移動手段、交通機関、その他ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進し、障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、障がいのある人を災害から守り、安全・安心な生活環境を確保するために、情報の伝達、避難誘導が適切に行われるよう、避難行動要支援者の把握と支援方法の確立、適切な情報伝達手段の構築を図ります。また、避難所においても、障がいのある人のニーズを踏まえた体制を整備します。

基本施策 1 生活環境の整備・充実

関連する SDGs



- (1) 防災対策も含めた生活安全対策の充実
- (2) 移動手段・交通機関のバリアフリーの促進
- (3) バリアフリーのまちづくりの推進
- (4) 心のバリアフリーの推進

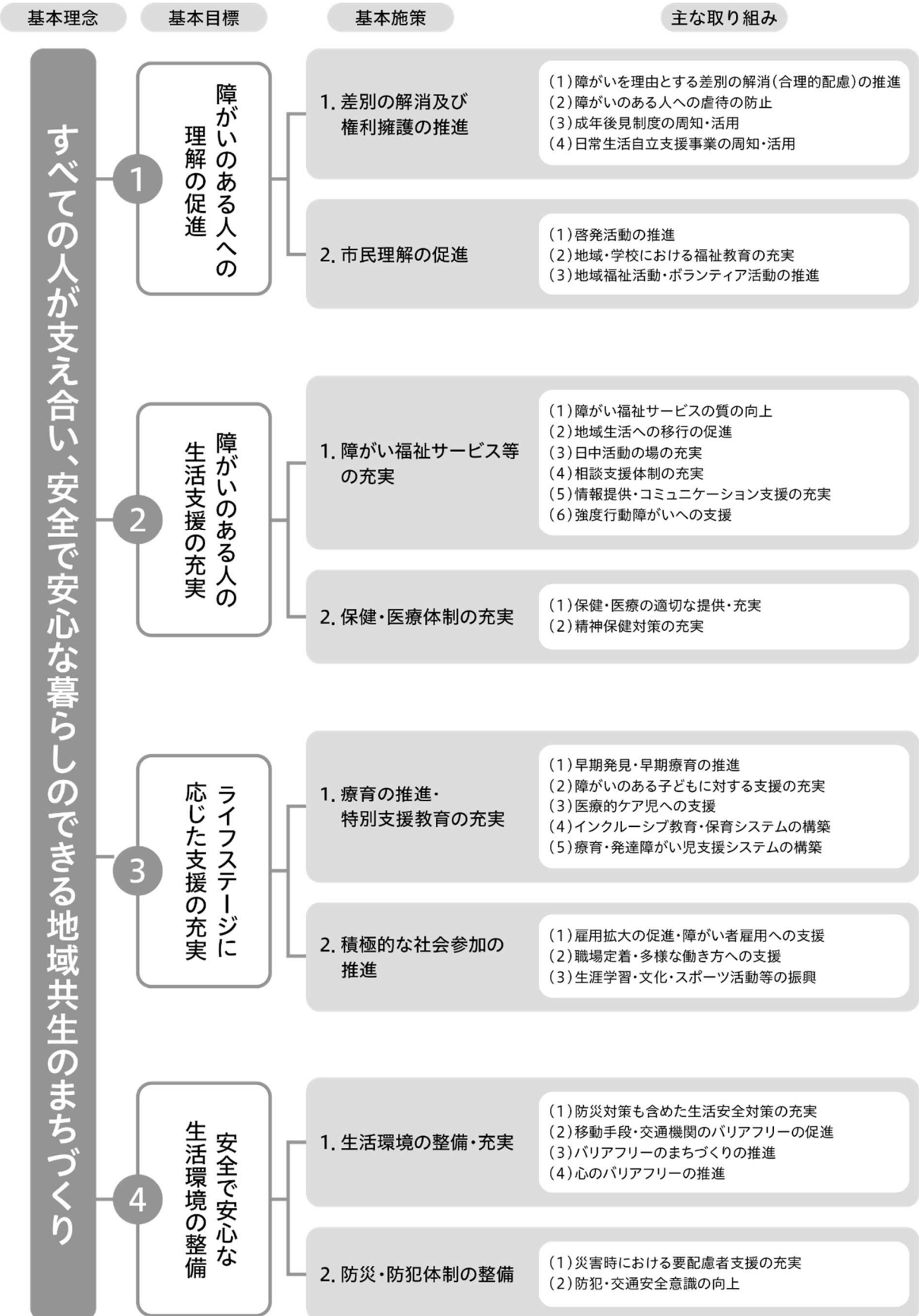
基本施策 2 防災・防犯体制の整備

関連する SDGs



- (1) 災害時における要配慮者支援の充実
- (2) 防犯・交通安全意識の向上

施策の体系



第 4 章

分野別施策の展開

基本目標 1

障がいのある人への理解の促進

基本施策 1 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別の解消（合理的配慮）の推進

取り組み内容	関係課等
市民向けの出前講座等の開催や、市内事業者等向けに合理的配慮の提供に関する補助金を交付するなど、障がい者理解の促進と障がい者差別の解消を進めます。 また、障がいのある人を含め、市民にとって利用しやすい市役所になるように、職員向けの研修の実施や対応要領の周知を図ります。	社会福祉課 人事課 市民協働課
「奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」(平成28年4月2日施行)や「まほろばあいサポート運動」を奈良県と協働して推進し、障がいのある人もない人も、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。	社会福祉課

(2) 障がいのある人への虐待の防止

取り組み内容	関係課等
障がい者虐待防止センターとしての機能を強化し、養護者からの虐待の通報・受理と養護者への適切な支援を行います。 また、障がい福祉サービスを提供する事業者や障がい者を雇用する事業者には、周知・啓発を行い、必要な対策などの支援を行います。	社会福祉課
虐待への対応にあたり、庁内各課や奈良県障がい者権利擁護センター、労働局、警察、事業所等、関係機関との連携強化を図り、早期発見に努め、早急に対応します。	社会福祉課 生活安全課 介護福祉課 児童福祉課

(3) 成年後見制度の周知・活用

取り組み内容	関係課等
成年後見制度の適切な活用ができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携しながら、相談や利用支援を行います。	社会福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、関係課と連携を図り、成年後見制度利用促進基本計画の策定も含め、制度の利用促進に向けた取り組みを進めます。	社会福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会

(4) 日常生活自立支援事業の周知・活用

取り組み内容	関係課等
成年後見制度の利用に至らない場合であっても、日常生活を送る上で必要となる福祉サービスや金銭管理の援助を必要とされる障がいのある人に対しては、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の適切な利用につなげます。	社会福祉課 社会福祉協議会

基本施策 2 市民理解の促進

(1) 啓発活動の推進

取り組み内容	関係課等
広報紙やホームページ、SNS を通じ、障がいに対する知識や障がいのある人に対する情報を発して、理解の促進を図ります。	社会福祉課 秘書広報課 ICT 推進課
障がいに関する正しい知識の普及や理解促進に向け、障がいのある人と交流の場の提供や、障がい理解教育を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 地域・学校における福祉教育の充実

取り組み内容	関係課等
小学校や中学校で、ボランティア活動などを通じ、障がいのある人とさまざまな経験を共にすることで、障がいのある人に対する理解を深める障がい理解教育を推進します。	学校教育課 (学校支援室)
障がい福祉に関する出前講座の実施や図書館において啓発用図書を整備を図るなど、地域に向けて啓発・広報を推進することにより、障がい者理解の促進を図ります。	社会福祉課 市民図書館

(3) 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

取り組み内容	関係課等
重層的支援体制整備事業の実施により社会福祉協議会やボランティア団体と連携して地域づくりに取り組み、障がいのある人の社会参加を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動に対する意識の高揚やボランティア養成講座の開催により、ボランティアの養成を推進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
障がいのある人の生活を、地域全体で支えることができるよう、障がいや人権に対する理解の啓発等を、地域団体等の協力を得ながら推進します。	社会福祉課 市民協働課 社会福祉協議会
障がいのある人や支援を必要とする人が日常生活の中で支援や配慮を必要とするのを周囲に伝える「ヘルプマーク」及び日常生活や災害時等に困りごとを周囲に伝えるための「ヘルプカード」の普及・啓発を推進します。	社会福祉課

基本目標 2

障がいのある人の生活支援の充実

基本施策 1 障がい福祉サービス等の充実

(1) 障がい福祉サービスの質の向上

取り組み内容	関係課等
障がいのある人が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がいのある人の家族の介護負担の軽減を図ります。	社会福祉課
精神障がいのある人の支援体制の充実・拡充を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。	社会福祉課 保健センター
県等との連携のもと、障がい特性を理解した支援人材の確保及び育成や研修等を通じてサービスの質の向上を図ります。	社会福祉課

(2) 地域生活への移行の促進

取り組み内容	関係課等
障がいのある人の社会との交流を促進する場として地域活動支援センターの確保を図ります。 入所施設等から地域生活への移行を促進するため、地域での自立した生活を支える障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制を確保します。	社会福祉課

(3) 日中活動の場の充実

取り組み内容	関係課等
障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、生活介護、就労移行支援、就労継続支援事業所の確保を図ります。	社会福祉課

(4) 相談支援体制の充実

取り組み内容	関係課等
障がいのある人や難病の人に対し、適切なサービスを提供できるよう、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努め、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	社会福祉課
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、広域的な連携も視野に入れて、障がいのある人の地域生活を支援する地域生活支援拠点の整備をめざします。	社会福祉課
民生委員等、人権擁護委員、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員等と連携することにより、地域において身近で相談しやすい環境を整え、相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉課
奈良県発達障がい者支援センターとの連携など、発達障がいのある人に対する相談支援をはじめとした、支援体制の整備に取り組めます。	社会福祉課

(5) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

取り組み内容	関係課等
行政情報等について、障がいのある人に配慮したホームページの作成やボランティアの協力による広報紙音読版の作成など、必要な情報に関するアクセシビリティの向上の推進に取り組めます。	社会福祉課 秘書広報課 ICT 推進課
福祉情報・相談窓口などを広く住民に周知するとともに、関係機関と連携し、窓口でのスムーズな情報提供を行います。	社会福祉課
「障がい者福祉のしおり」の内容の充実を図り、わかりやすい情報の提供に努めます。また、視覚に障がいのある人でも、情報を入手し易いように特性に対応した方法を用いるなどの工夫を行います。	社会福祉課
視覚障がい・聴覚障がいのある人の円滑なコミュニケーションを確保するため、点字プリンターや音声読み上げツールの活用、ヒアリンググループの貸出しの他、スマホやタブレットを利用した遠隔手話通訳サービスの提供を図ります。また、視覚障がい者サポーターや聞こえのサポーターの養成、意思疎通支援者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者の常設に努めます。	社会福祉課
「香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」の基本理念にのっとり、手話言語に対する理解の促進及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に取り組めます。	社会福祉課

(6) 強度行動障がいへの支援

取り組み内容	関係課等
強度な行動障がいのある人には、本人の生活の質の向上と家族等への支援を総合的に行うため、医療を含めた強度行動障がいに関する専門的な支援体制を構築するとともに、障がい者福祉施設等の従事者への、専門的な研修を推進します。	社会福祉課

基本施策 2 保健・医療体制の充実

(1) 保健・医療の適切な提供・充実

取り組み内容	関係課等
健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	保健センター
障がいを招く疾病等を未然に防ぐため、各種健康相談・健康教育を行う等、住民に対する予防意識の醸成を図ります。	保健センター
保健・医療サービス等の提供機関やその内容及び各種行政サービスに関する情報提供を、窓口や広報紙、ホームページ等で行います。	社会福祉課 保健センター
関係者間の連携を強化し、在宅の重度障がい者に対するケア及び障がいのある人の医療相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 保健センター 介護福祉課

(2) 精神保健対策の充実

取り組み内容	関係課等
精神障がいに対する誤解や社会的偏見を取り除くために、精神障がい等に関する正しい知識の周知に努めます。	社会福祉課 保健センター
心の健康相談室(臨床心理事業)において、臨床心理士等の専門職が、悩みをもつ人に対して相談に応じ、心の健康づくりを行います。	保健センター
ひきこもり、虐待、うつ病等による自殺や、心の問題に対し、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が連携し、相談・支援を行う体制づくりに努めます。	社会福祉課 保健センター 児童福祉課 社会福祉協議会

基本目標 3

ライフステージに応じた支援の充実

基本施策 1 療育の推進・特別支援教育の充実

(1) 早期発見・早期療育の推進

取り組み内容	関係課等
障がいの多様化を考慮して、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	社会福祉課 児童福祉課 保健センター こども課 学校教育課 (学校支援室)
障がいのある子どもの就学前療育の充実に努め、そのための家庭支援を進めます。	社会福祉課 児童福祉課 保健センター こども課

(2) 障がいのある子どもに対する支援の充実

取り組み内容	関係課等
障がいのある子どもが早い段階から障がいや発達状況に応じた療育指導が受けられるよう、また保護者に対して家庭における子どもとの関わり方や訓練に必要な知識の習得など家庭での療育を支援するため、障がい児通所支援サービスの適正な運用と利用を促進します。	社会福祉課 保健センター
障がいのある子どもが、適切かつ効果的な支援を受けられるよう、教育・福祉の関係機関が連携し、乳幼児期から義務教育終了まで、一貫した相談支援体制の整備を図ります。	社会福祉課 児童福祉課 保健センター 学校教育課 (学校支援室) こども課

(3) 医療的ケア児への支援

取り組み内容	関係課等
医療的ケアを必要とする子どもが、その地域において生活するための必要な支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めつつ、医療的ケア児の支援に関するガイドラインの策定を進め、地域の受け入れ体制の整備をめざします。	社会福祉課 児童福祉課 保育課 保健センター 学校教育課 (学校支援室) こども課

(4) インクルーシブ教育・保育システムの構築

取り組み内容	関係課等
障がいのあるなしに関わらず、共に活動することができるよう、バリアフリー化を進めるなどインクルーシブ教育・保育の実施に必要な環境整備に努めます。	教育総務課
障がいのある子どもが適切な教育・保育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。	社会福祉課 児童福祉課 学校教育課 (学校支援室) こども課
障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、通級指導教室、特別支援学級の連携や、特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。	学校教育課 (学校支援室)

(5) 療育・発達障がい児支援システムの構築

取り組み内容	関係課等
発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	社会福祉課 保健センター
障がい児通所施設や相談支援事業所と、保護者、保育所、幼稚園・学校等との療育的支援や相談に関する専門的な支援や連携を図るために必要な体制を整備します。	社会福祉課 学校教育課 (学校支援室)
心の健康相談室(臨床心理事業)により、子どもの発達に関する相談に応じて、指導・助言を行い、よりよい成長、発達促進のため、関係機関と連携して発達検査や巡回相談の充実を図ります。	保健センター

基本施策 2 積極的な社会参加の推進

(1) 雇用拡大の促進・障がい者雇用への支援

取り組み内容	関係課等
公共職業安定所(ハローワーク)、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、企業への障がい者雇用制度の普及啓発を行い、障がい者雇用に対する理解・制度促進に努めます。	社会福祉課 商工観光課
学校・事業所との連携強化を図り、学校卒業後の生活について、障がいのある子どもやその家族の意向を尊重しながら、就労や日中活動の場等の進路について、継続的な相談の充実を図ります。	社会福祉課
障がいのある人の社会参加、自立を促進するため、職場体験実習の受け入れ事業を継続して行います。	社会福祉課
障がい者就労施設や障がいのある人を多数雇用している企業等からの物品等の優先調達を推進することにより、福祉的就労に就く方の就労機会の確保と工賃等の向上に努めます。	社会福祉課
職員の採用にあたっては、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」及び「香芝市障がい者活躍推進計画」に基づき、計画的な採用を行います。	人事課

(2) 職場定着・多様な働き方への支援

取り組み内容	関係課等
一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	社会福祉課
障がいのある人が希望する方法により就労に向けた訓練を受け、安定して就労を継続できるように、関係機関と連携して就労に関する支援体制の整備を図ります。	社会福祉課

(3) 生涯学習・文化・スポーツ活動等の振興

取り組み内容	関係課等
障がいのある人のスポーツや文化活動等の生涯学習や、地域行事、イベント等への参加を促進するとともに、学習環境の充実を図り、障がいの有無に関わらない、交流の場や学習機会を提供します。	社会福祉課 市民協働課 生涯学習課
障がい者団体等が行っているスポーツ・文化活動について、参加を促進し、支援します。	社会福祉課 生涯学習課
障がいのある人やその家族同士が関わり、仲間づくりや情報交換ができるよう、交流の場と機会をつくります。	社会福祉課 社会福祉協議会
図書館においては、「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の観点から、大活字図書などの障がいのある人が利用しやすい書籍、読み上げや文字の拡大機能に対応した電子書籍の充実を図り、来館が困難な人へは郵送貸出を実施するなど、障がいのある人の読書環境整備を図ります。	市民図書館 社会福祉協議会

基本目標 4

安全で安心な生活環境の整備

基本施策 1 生活環境の整備・充実

(1) 防災対策も含めた生活安全対策の充実

取り組み内容	関係課等
広報紙やホームページだけでなく、さまざまな方法を用い、平時から災害時の避難救助体制の周知を図るとともに、避難訓練等への参加を促進します。	危機管理課
地域における自治会・民生委員等の住民と警察署、消防署等による防犯・防災ネットワークの継続・充実に努めます。	社会福祉課 危機管理課

(2) 移動手段・交通機関のバリアフリーの促進

取り組み内容	関係課等
鉄道駅周辺路上において放置自転車を撤去し、通行の安全性を確保します。また、関係機関と連携し、市民の交通マナーに対する意識啓発に努めます。	生活安全課
移動の利便性を図るため、持続可能な公共交通網を形成し、外出しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課 生活安全課
高速道路や ETC の割引、公共交通機関の割引、タクシーチケットの配布等、各種割引制度について、情報の提供と周知を図ります。	社会福祉課

(3) バリアフリーのまちづくりの推進

取り組み内容	関係課等
香芝市バリアフリー基本構想や特定事業計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進します。	都市計画課

(4) 心のバリアフリーの推進

取り組み内容	関係課等
ホームページや広報紙を活用してバリアフリー関連情報の提供や日常のマナー・モラルに関する啓発を行い、困っている人がいれば声をかけるなどの誰もができる行動について、周知を行います。	社会福祉課 都市計画課

基本施策 2 防災・防犯体制の整備

(1) 災害時における要配慮者支援の充実

取り組み内容	関係課等
障がいのある人に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の整備を図ります。	社会福祉課 危機管理課
避難行動要支援者制度について広く周知し、避難行動要支援者名簿を支援等関係者間で管理することによって、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていけるように支援します。	社会福祉課 危機管理課
要支援者一人ひとりの障がいの特性に配慮した避難支援が行えるよう、個別支援プランの作成に努めます。	社会福祉課 危機管理課
一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所等の充実を図ります。	社会福祉課 危機管理課

(2) 防犯・交通安全意識の向上

取り組み内容	関係課等
障がいのある人を狙った消費者被害の防止のための周知・啓発を行います。 また、地域における防犯・交通安全意識の高揚を図るとともに防犯カメラ・防犯灯の維持管理に努めます。	市民協働課 商工観光課 生活安全課

第5章

成果目標と活動指標

1 成果目標

成果目標は、令和 8 年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標です。

(1) 施設入所者の地域生活

地域生活への移行を進める観点から、令和 4 年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和 8 年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の 目標設定の 考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減することを基本とする。	
本市の目標	①地域生活に移行する人数	4 人
	②施設入所者数の削減	3 人
	参考:令和 4 年度末時点での施設入所者数	51 人

■ 目標設定の考え方

- 国の方針に基づくとともに、これまでの実績及び現状から、令和 8 年度末までに令和 4 年度末時点の施設入所者 51 人の 6%となる 4 人が地域生活へ移行することを目標値として設定します。
- 地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和 8 年度末までに令和 4 年度時点の施設入所者 51 人の 5%となる 3 人の削減を目標値として設定します。

(2) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められている他、強度行動障がい有者の方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

国の 目標設定の 考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和 8 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。	
	強度行動障がい有者の方への支援体制の整備 強度行動障がい有者の方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本市の目標	地域生活支援拠点等の整備	1 箇所
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年 1 回
	強度行動障がい有者の方への支援体制の整備	検討

■ 目標設定の考え方

- 本市では、「第 6 期障がい福祉計画」において、地域生活支援拠点等の整備に向けた協議を 3 市 1 町※自立支援協議会において進めてきました。第 7 期計画においても引き続き協議を行い、令和 8 年度末までに 1 箇所の整備をめざし、協議会で運用状況を年 1 回以上検証・検討します。
- 地域生活支援拠点の整備に合わせて、コーディネーターを拠点に 1 名以上配置します。
- 強度行動障がい有者の方の支援体制については、3 市 1 町自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

※3 市 1 町：大和高田市、香芝市、葛城市及び広陵町

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

国の 目標設定の 考え方	①一般就労への移行者数 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。 ア. 就労移行支援事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。 イ. 就労継続支援A型事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とすることを基本とする。 ウ. 就労継続支援B型事業 令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。 エ. 就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。	
	②就労定着支援事業所利用者数 令和 3 年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 25%以上とすることを基本とする。	
本市の目標	①一般就労への移行者数	23 人
	ア. 就労移行支援事業	11 人
	イ. 就労継続支援A型事業	10 人
	ウ. 就労継続支援B型事業	2 人
	エ. 就労移行支援事業所の割合	50%(2箇所)
	②就労定着支援事業所利用者数	9 人
	③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	-

■ 目標設定の考え方

○就労を希望する障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、障がいのある人と企業のマッチングをはじめとした就労の機会を設け、そして就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

○就労定着支援事業所は市内にあります。利用が見込まれないため、目標値を設定していません。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢などのニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

国の 目標設定の 考え方	①児童発達支援センターの設置 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。	
	②保育所等訪問支援の実施 令和 8 年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	
	③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。	
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児などに関するコーディネーターを配置することを基本とする。	
本市の目標	児童発達支援センターの設置	有
	保育所等訪問支援の実施	有
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	有

■ 目標設定の考え方

- 児童発達支援センターについては、圏域内で1箇所指定されている状況です。また、保育所等訪問支援については、市内に整備されている状況となっており、利用者に対し実情に応じた対応が行えるように、利用体制について引き続き施設との連携を図っていきます。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が圏域内で各1箇所以上整備されている状況となっており、引き続き同施設について、支援者の利用希望に対応できるよう連携を図っていきます。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置については、個別ケースにおける協議の場はあるものの、他分野における支援の協議の場については未設置であるため、関係機関が連携をし、適切な支援の提供につなげることができるための協議の場の設置に向けて、3市1町自立支援協議会において検討を進めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を行うことをめざしていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

国の 目標設定の 考え方	相談支援体制の充実・強化 令和8年度末までに各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。	
本市の目標	基幹相談支援センターの設置	検討
	訪問等による専門的な指導・助言	有
	相談支援事業者の人材育成の支援	有
	相談機関との連携強化の取り組みの実施	有
	個別事例の支援内容の検証の実施	有
	主任相談支援専門員の配置数	2人

■ 目標設定の考え方

- 障がい分野だけでなく、他分野との連携や、切れ目のない相談体制の構築が求められている中、3市1町自立支援協議会や本市が行っている相談支援連絡会を通じて、情報の共有や課題などについて整理し、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化について検討していきます。
- 相談支援事業者に対する訪問等による指導や助言、本市における相談支援連絡会等を利用し、事業所との連携強化、また国や県などが実施する研修などについての情報提供を行うとともに、人材育成等の支援の更なる強化・充実を行っていくことを目標とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和 8 年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取り組みなど、適正な運営を行っている事業所を確保するための取り組みを実施する体制を構築することが求められています。

国の 目標設定の 考え方	障がい福祉サービス等の質の向上 令和 8 年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本市の目標	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	5 回
	障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2 回
	指導監査の適正な実施	2 回

■ 目標設定の考え方

- 国の方針に基づき、国や県等が実施する、障がい福祉サービス等の各種研修や勉強会に、市職員が積極的に参加して知識の向上を図ります。
- 障がい者自立支援審査支払等システム等を活用しながら、事業所が行う請求の過誤を減少させるために説明会を実施するなど、指導や支援の強化を図り事業所の質の向上に努めていきます。

2 活動指標

活動指標は、各年度における指定障がい福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込みの確保のための方策です。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物などの介護を行うサービスの他、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援などを包括的に提供するサービスが含まれます。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人/月	93	99	101	105	109	113
	時間/月	1,476	1,806	1,855	1,995	2,180	2,373
重度訪問介護	人/月	7	7	6	6	6	6
	時間/月	970	1,119	1,083	1,182	1,290	1,410
同行援護	人/月	14	17	17	18	19	20
	時間/月	373	421	440	468	513	560
行動援護	人/月	44	51	55	63	72	82
	時間/月	943	1,116	1,273	1,512	1,800	2,132
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

- 訪問系サービスについては、障がい者の地域移行、社会参加が進む中、今後についても利用の増加を見込んでいます。
- 現在、地域で生活を行っている方、また今後において福祉施設から地域生活へ移行する方への支援として重要な訪問系サービスは、重要な役割を担うと考えられることから、個々のニーズに合ったサービスを支援する中で、必要なサービス量の確保に努めていきます。
- 重度障がい者等包括支援については、現状利用者がいないため、必要に応じて対応していくこととします。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人/月	153	165	174	184	195	206
	人日/月	3,019	3,198	3,422	3,680	3,900	4,120
自立訓練 (機能訓練)	人/月	5	3	2	2	2	2
	人日/月	102	54	40	44	48	52
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	4	3	2	1	1
	人日/月	46	54	29	20	9	8
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	49	53
	人日/月	-	-	-	-	825	897
就労移行支援	人/月	19	14	21	22	23	24
	人日/月	306	254	356	374	391	408
就労継続支援 A 型	人/月	46	48	55	58	61	64
	人日/月	830	883	1,011	1,044	1,098	1,152
就労継続支援 B 型	人/月	137	151	164	178	194	211
	人日/月	2,255	2,551	2,780	3,026	3,298	3,587
就労定着支援	人/月	5	7	7	7	8	9
療養介護	人/月	12	11	11	11	11	11
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	55	55	69	78	89	102
	人日/月	326	376	503	624	801	1,020

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○日中活動の場を確保するサービスとして、今後利用の増加が見込まれるサービスについては、利用希望者のニーズの把握に努め、サービス提供事業者に関する情報を提供し、地域生活を支援していきます。また就労系のサービスについては、一般就労を含めて状況に応じてサービスの利用、選択ができるように、ハローワークや各事業所と連携を深め、サービスの提供体制を整えます。

○就労選択支援は令和 7 年 10 月から実施される事業です。第 7 期については現在のアセスメントの状況をもとに見込みます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	31	38	46	55	65	70
うち重度障がい者	人/月	9	9	6	6	7	7
施設入所支援	人/月	54	51	49	47	46	45

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

- 地域生活への移行を図れるように、入所・入院中の障がいのある方が、安心して地域に移行できるようにグループホームや一人暮らしにおける体験の場の利用を促します。また、精神科病院を含めた関係機関と連携し、自立生活援助のサービスを提供するなど、一人暮らしを希望する方への支援を行い、地域移行を推進していきます。
- 施設入所支援について、国の基本指針に基づき地域への移行を進めていくこととしています。しかしながら、本市の状況として、施設入所者に関して、障がいのある方の障がいの程度の重度化や高齢化などによる入所者も多いことから、入所者に対して、計画相談事業所と連携して、継続的に住まいに関する状況について確認を行っていきながら、入所者の希望ニーズに沿えるよう、対応していきます。

(4) 相談支援

相談支援には、障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障がい特性に起因して生じる緊急の事態などに、訪問や相談などの必要な支援を行うサービスが含まれます。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人/月	73	93	114	128	144	162
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○障がい福祉サービスの利用者が増えていく中で、計画相談の件数も増え、利用者のニーズに対応した支援が必要とされることから、3市1町自立支援協議会において、相談支援従事者の初任者研修の受け入れなど相談支援従事者の確保に努めます。また、相談支援連絡会を通じて、国や県などが実施する研修等についての情報提供やケースの検討を行うなど、事業所と連携し、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります。

(5) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で安心して生活するための環境整備として、地域社会における障がいのある人の理解促進及び共生社会の実現に向けた啓発を行います。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○理解促進研修・啓発事業については、継続した取り組みを推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人またはその家族や地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○自発的活動支援事業については、社会福祉協議会との連携によるボランティア活動など、今後も実施していきます。

③障がい者相談支援事業

障がいのある人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用の援助などを行い、障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、総合的、継続的に支援します。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい者 相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○相談内容が多様化している中において、相談支援連絡会を通じて、国や県などが実施する研修等についての情報提供やケースの検討を行うなど、事業所と連携を強化し、相談支援のサービスの質の向上を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	1	0	0	1	2	2
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○成年後見制度の概要について、市民に対し、ホームページ等を利用するなどをして周知を図り、利用についての理解を深めるとともに、利用を希望する方に支援を行えるように進めます。

⑤意思疎通支援事業

意思の疎通に支援が必要な障がいのある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより、意思疎通の仲介支援を行います。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話通訳者派遣事業	人／年	401	449	423	450	450	450
要約筆記者派遣事業	人／年	11	17	9	15	15	15
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1	1	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人／年	11	18	25	25	25	25

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○意思疎通支援事業における見込量の増加に対応していくため、本市で実施している手話奉仕員養成講座等については、引き続き実施していくことで人材の育成に努めます。

⑥日常生活用具給付等事業

当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	2	0	2	2	2
自立生活支援用具	件／年	14	14	3	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	7	8	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	9	3	5	5	5
排泄管理支援用具	件／年	1,575	1,541	1,758	1,600	1,600	1,600
住宅改修費	件／年	3	9	0	2	2	2

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○日常生活用具等に関する情報を、手帳の取得時などに、利用を希望する方に対し、十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り、適切な給付に努めていきます。

⑦移動支援事業

移動が困難な障がいのある人で、外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援事業	人/年	672	745	765	794	824	855
	時間/年	6,415	7,078	6,575	6,352	6,592	6,840

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○障がいのある人の多様な活動や社会参加を支援する重要なサービスとして、今後についても利用ニーズに対応できるように、サービス提供体制の確保に努めます。

⑧地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。

■ 実績値及び見込値

			実績値			見込値		
			R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域活動支援センター事業	市内	人/年	0	0	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0	0	0
	市外	人/年	8	9	11	11	11	12
		箇所	4	4	5	5	5	5

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○地域活動支援センターについては、精神障がい者に対する相談や交流の場となっており、重要な役割を担う事業であるため、今後についても利用ニーズに対応できるように、事業所の確保を図るとともに、利用希望者に対する正確な情報提供と、相談支援事業所との連携を図っていくよう進めます。

(6) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

②更生訓練費給付事業

就労支援事業または自立訓練事業を利用している方や、身体障がい者更生援護施設に入所している人に、社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に、更生訓練費を支給します。

③日中一時支援事業

家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや、一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供する事業です。

④自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の就労と行動範囲の拡大などにより、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

就労などに伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。

⑤福祉ホーム入居支援事業

住居を求めている障がいのある人に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用できるよう、障がいのある人の地域生活の支援を行います。

⑥地域自立支援協議会

中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療などの関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	0	0	0	2	2	2
	箇所	2	2	2	2	2	2
更生訓練費給付事業	人/年	14	15	11	15	15	15
日中一時支援事業	人/月	24	23	27	28	29	30
	箇所	22	26	26	27	28	29
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	2	1	3	3	3	3
福祉ホーム入居支援事業	人/月	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○障がいのある人の日中活動の場として、保護者や利用者のニーズに対応できるように各種サービスについて、提供体制の確保に努めていきます。

(7) 障がい児通所支援

障がい児通所支援には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練などを行うサービス、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に実施し、放課後などの居場所を提供するサービス、保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人/月	200	216	219	234	250	267
	人日/月	1,659	1,693	1,813	1,872	2,000	2,136
放課後等 デイサービス	人/月	304	335	354	399	449	506
	人日/月	2,920	3,187	3,512	3,990	4,490	5,060
保育所等訪問支援	人/月	4	4	11	15	20	25
	人日/月	5	6	15	20	25	30
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	68	80	62	65	75	85
医療的ケア児に対する 関連分野の支援 を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	0	0	1	1

※令和5年度は実績見込値

■ 確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用について、サービスが途切れないように福祉、保健、教育等の連携を引き続き図っていきます。
- 利用者の増加に伴い、利用する事業所数も増えていくことが予想されますので、事業所に対し、指導や支援の強化を図ることで、質の高いサービスやニーズに合ったサービスの提供が行われるように努めていきます。

(8) 発達障がいのある人などに対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族などへの支援が重要であることから、保護者などが子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援する必要があります。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	0	0	0	10
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	2
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	5

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○実施に向けて委託先等を検討していきます。

(9) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育を一体的に提供できる、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

このシステムの構築にあたり、保健、医療及び福祉関係者が地域課題の抽出や方向性の検討を行うための協議の場の設置及び適切な運営が重要であるとされています。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	0	0	0	0	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	0	0	0	0	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	0	0	0	0	1	1
精神障がいのある人の地域移行支援	人/年	0	1	0	2	2	2
精神障がいのある人の地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助	人/年	11	11	15	15	16	17
精神障がいのある人の自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	1
精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練)	人/年	5	3	5	5	5	5

※令和5年度は実績見込値

■ 確保の方策

○精神障がいを抱える方の課題や支援方策について、検討や情報共有を図っていきます。

(10) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

障がいのある人などが地域において自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。関係機関と連携し、障がいのある人などが抱える複合的な課題の把握に努め、適切な指導・助言を行います。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
3 市 1 町自立支援協議会や、市が行っている相談支援連絡会を活用し、情報共有や課題の整理を行い、様々なニーズに対応できる、総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターの設置の有無	設置の有無	無	無	無	—	—	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回/年	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	—	—	—	—	—	—
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	—	—	—	—	—	—

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	-	-	-	-	-	-
	事業者／機関	-	-	-	-	-	-
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数／回	3／ -	3／ 16	3／ 16	3／ 16	3／ 16	3／ 16

※令和5年度は実績見込値

■ 確保の方策

- 基幹相談支援センターの設置について、設置の必要性を含め検討していきます。
- 相談支援の充実・強化のための取り組みについて、3市1町自立支援協議会や、市が行っている相談支援連絡会を活用し、調整を図りながら、体制整備と内容の充実に取り組みます。

(11) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービス等が多様化するなかで、利用者が真に必要とする障がい福祉サービスを提供するためには、職員等が「障がい者総合支援法」の具体的内容を理解するとともに、サービスの利用状況を把握し、検証を行うことが必要です。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	2	2	2	3	4	5
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の回数	回／年	1	1	1	1	1	2
奈良県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施	回／年	1	1	1	1	1	2

※令和5年度は実績見込値

■ 確保の方策

- 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組みについて、体制整備と内容の充実に取り組みます。

(12) 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

■ 実績値及び見込値

		実績値			見込値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
設置箇所数	箇所	0	0	0	0	1	1
運用状況の検証・検討	回/年	0	0	0	0	1	1
コーディネーターの配置人数	人/年	0	0	0	0	1	1
検証及び検討の実施回数	回/年	0	0	0	0	1	1

※令和 5 年度は実績見込値

■ 確保の方策

○地域生活支援拠点等の整備について、体制整備と内容の充実に取り組みます。

第 6 章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 国・奈良県・近隣自治体との連携

本計画の推進にあたっては、制度改正に的確に対応していくことが重要であり、国や奈良県と連携しながら施策を展開します。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援などについては、3市1町自立支援協議会との調整とネットワークを強化することで、計画の推進を図ります。

(2) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO など、さまざまな団体などによる支援や協力が重要となります。これら団体の諸活動の促進・支援に努めるとともに、連携を強化し、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(3) 障がいのある人のニーズの把握

本計画は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行い、そのニーズの把握に努めます。

2 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定(Plan)、計画に基づく取り組み(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みを改善(Action)する、一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行います。

資料編

1 計画策定の経過

年月	内容
令和5年9月1日～ 令和5年9月20日	福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年10月3日	第1回策定委員会 1. 香芝市障がい者計画等策定委員会について 2. 香芝市障がい者計画等の概要説明及び現行計画の達成状況について 3. アンケート調査について 4. 今後のスケジュールについて 5. その他
令和5年11月7日	第2回策定委員会 1. アンケート調査の集計分析について 2. 計画骨子案について 3. その他
令和6年1月9日	第3回策定委員会 1. 計画素案について 2. 今後のスケジュールについて 3. その他
令和6年1月22日～ 令和6年2月19日	計画素案に対するパブリックコメントの募集
令和6年2月20日	第4回策定委員会 1. パブリックコメントの結果について 2. 計画の承認について 3. その他

2 香芝市障がい者計画等策定委員会委員名簿

委員の区分	氏名	所属等
会長	齊藤 千鶴	関西福祉科学大学 名誉教授
副会長	高橋 進	市社会福祉協議会 会長
委員	藤田 幸江	市民生児童委員連合会 代表
委員	上村 夫喜子	奈良県葛城精神障がい者家族会 会長 (すみれ会)
委員	大野 学	視覚障がい者の仲間 光友会 会長
委員	久米 レイ子	市身体障がい者福祉協会 会長
委員	鳶岡 明美	市手をつなぐ育成会 会長
委員	街 好平	市聴覚障がい者協会 会長
委員	政友 和江	市肢体不自由児父母の会 会長
委員	関川 圭造	市特別支援教育研究会 会長 (下田小学校 校長)
委員	村上 陽子	大和高田公共職業安定所 所長
委員	室田 智子	奈良県立西和養護学校 校長

3 香芝市附属機関設置条例

○香芝市附属機関設置条例

平成25年3月18日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表第1に定めるところにより、市長の附属機関を設置する。

2 別表第2に定めるところにより、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関を設置する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、別表第1及び別表第2委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年条例第9号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第31号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

(平27条例23・平28条例7・平28条例25・平28条例39・平29条例4・平29条例24・令元条例15・令2条例35・令3条例31・令4条例2・一部改正)

市長の附属機関

名称	担任する事項	委員の定数	委員の選任基準	委員の任期
省略				
香芝市障がい者計画等策定委員会	障がい者計画及び障がい福祉計画の策定についての調査審議に関する事項	15人以内	識見を有する者 関係団体が推薦する者 関係行政機関の職員 その他市長が必要と認める者	審査期間
省略				

4 用語集

あ

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件に関わらず、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、不自由なく利用できること。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

SNS(エスエヌエス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

か

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい、知的障がい、精神障がい等に係る総合的な相談支援及び成年後見制度利用支援事業を行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

強度行動障がい

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することに困難がある障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの実現を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて必要かつ合理的な現状の変更または調整を行うこと。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

児童発達支援センター

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスと合わせて治療を行う「医療型」がある。

障がい者基本法

障がいのある人の自立やあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者施策に関して基本的な理念や地方自治体などの責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

障がい者権利条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約で、平成 18 年に国連総会において採択された。教育、労働、社会保障などの社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいのある人に他者との均等な権利を保障することを定めている。

障がい者差別解消法

国連の「障がい者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成 28 年に施行された。すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

障がい福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付」と訓練の支援を受ける「訓練等給付」がある。

重層的支援体制整備事業

高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野や世代別の支援体制では対応しきれないような地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するため、分野や世代を問わない「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」といった 3 つの支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の構築を目的とする事業。

自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障がい福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、行政機関、事業者、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの各分野の関係機関で構成する協議会。本市のほかに大和高田市、葛城市及び広陵町と共同して「中和地区 3 市 1 町障がい者自立支援協議会」を設置・運営しています。本文中は「3 市 1 町自立支援協議会」と省略表記しています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人を不利益から守るために、本人を保護・支援する後見人(成年後見人・保佐人・補助人)などを選任し、財産管理や契約などに関して本人の代わりに判断したり、同意や取り消しなどを行う制度。

た

地域移行

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための支援。

地域生活支援拠点

障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の 5 つの機能を、地域の実情に応じて整備する拠点。

地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであり、障がいのある人、高齢者、子育て世帯を含む地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、さまざまな支援(住まい、医療、介護、予防、生活支援)を継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細かな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う教育。平成 19 年から「学校教育法」に位置づけられている。

な

難病

発病の原因が不明で、治療方針が未確定であり、経過が慢性にわたる疾病。

は

発達障がい

生まれつきの脳の障がいのために言葉の発達が遅い、対人関係をうまく築くことができない、特定分野の勉強が極端に苦手、落ち着きがない、集団生活が苦手といった症状が現れる精神障がいの総称。症状の現れ方は発達障がいのタイプによって大きく異なり、自閉症スペクトラム障がい、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、学習障がいなどさまざまな障がいが含まれる。

ピアサポート

医療、心理、福祉等の専門家ではなく、同じ課題や困りごとを共有する仲間(ピア)との間で、相互に助け合いを行うこと。

ヒアリングループ

難聴者の聞こえを支援する設備のこと。ループアンテナ内で誘導磁界を発生させ、音声磁場をつくる。磁界を発生させるループアンテナを輪のように這わせることから、「磁気ループ」とも呼ばれる。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方などを学ぶことにより、子どもの行動改善や発達促進を目標とするトレーニングのこと。

ペアレントプログラム

育児に不安を抱える保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員など)が効果的に支援できるよう設定されたプログラムのこと。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対し、共感的なサポートを行うとともに、地域資源についての情報の提供などを行う。

ら

ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加をめざすという考え方。

第3期香芝市障がい者計画
第7期香芝市障がい福祉計画
第3期香芝市障がい児福祉計画

令和6(2024)年3月

発行:香芝市福祉部 社会福祉課
〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目 374 番地 1
電話:0745-79-7151 FAX:0745-79-7532
メール:syakai@city.kashiba.lg.jp